

2026 Tokyo City Shinkin Bank Report

東京シティを
より知って
いただくために

表紙コンセプト

暮らしの灯りがともる街並み。

東京シティ信用金庫はこの街の日常と未来に寄り添う存在でありたい、という想いを表現しています。



東京シティ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/to-city/>



東京シティ信用金庫



2026 Tokyo City Shinkin Bank Report

CONTENTS

ごあいさつ	3
東京シティ信用金庫の経営理念	4
■金庫の概況	
令和7年度事業の概況	5
■経営体制	
コンプライアンス態勢	7
リスク管理態勢	8
業務継続計画について	8
金融ADR制度への対応	8
■地域社会への関わり	
東京シティ信用金庫と地域社会	9
「地域密着型金融」の取り組み	11
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取り組み状況	13
名優会	15
総代会のしくみ	17
■サービス内容	
主な商品とサービスのご案内	19
主な手数料	23
■事業の組織	25
■財務内容	
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ..	27
最近5年間の主要な経営指標の推移	32
主要な業務の状況を示す指標	32
預金に関する指標	33
貸出金等に関する指標	34
有価証券に関する指標	35
有価証券・金銭の信託等の時価情報	36
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況 ..	37
報酬等に関する事項	37
自己資本の充実の状況	38
連結の状況	48
自己資本の充実の状況(連結)	53
■沿革・歩み	59
■店舗一覧	61
■開示項目一覧	65

※計数は、原則単位未満切捨てとなっています。

新たな出会い・つながり・ ひろがりを大切にする 東京シティ信用金庫です

日本の金融の中心地、商業と文化が交わる
中央区日本橋の街に本店を置く、東京シティ信用金庫。
都内を中心に30店舗、「存在を期待される信金」として、
幅広いエリアで活動しています。
私たちは、「地域密着」の経営を基本ポリシーに、
エリアごとの多様性を大切にして、
地元のお客さまの笑顔を生むことが使命だと考えています。



ごあいさつ



会長

小池 誠一



理事長

工藤 哲夫

平素は格別のご支援とご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、皆様に金庫の事業内容をお伝えするディスクロージャー誌「Report2026」を作成しましたので、ご高覧いただき、東京シティ信用金庫をより一層ご理解賜りたいと存じます。

「責任ある積極財政」をスローガンに掲げ昨年10月に発足した高市内閣の経済政策に好感し、日経平均はAI、半導体株を中心に上昇し6万円台を記録しました。また、高い内閣支持率により2月の衆議院選挙では与党である自民党が圧勝し政治的安定を取り戻しました。一方で日本銀行は、金利ある世界へ舵を取りながら安定的な2%の物価上昇目標の達成に向け政策金利の利上げを目指していますが、高市内閣は経済が停滞することを警戒しているため、難しい判断を取らざるを得ない状況になっています。

このようななかで2月末、米国のイラン攻撃により世界は原油供給危機の混乱に陥りました。日本も原油由来の物資の供給不足、原油を中心とした物価上昇の混乱状態に巻き込まれ、多くの中小企業は原料調達危機に陥り、資材高騰のなかで価格転嫁が困難であり業績を圧迫しています。世界経済成長率は上昇、日本経済も直近ではGDPプラス2.1%と好調ではあるものの、ロシアのウクライナ侵攻による経済的混乱の長期化、中国の不動産危機等もあり、今後の経済成長に影を落としています。

このような状況下で当金庫は、お客様の経営が困難に陥ることを防ぐため、融資を柱にした活動による資金繰り支援を積極的に行なっております。経営理念である「地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域のお客様の豊かな未来を創造する」というミッションに基づくソリューション営業が、お客様のさまざまな課題解決支援を力強く進めてまいりました。

以上のような原油供給危機、資源高、ウクライナ情勢等による日本経済への影響、物価高、金利上昇、賃金上昇に伴うコスト増加は、当金庫のお客様である中小企業にとって大きな影響を与えることが懸念されています。地域との共存共栄を目指す当金庫は、お客様の抱える様々な課題に対応し付加価値のある提案を行い、今後も更なる支援に努めて参ります。これからお客様に寄り添いながらソリューション営業を展開して地域における存在価値を高め、地元に必要な信用金庫としてさらなる成長ができるよう役職員一同、一生懸命努めて参りますので、今後とも一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

東京シティ信用金庫の経営理念

MISSION (使命)

地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域のお客様の豊かな未来を創造します。

VISION (目指す姿)

▶ 営業ビジョン

地域特性を踏まえた活動を展開し、お客様満足度の高い金融サービスとコンサルティング機能により、地域中小企業の持続的成長と、地域住民一人ひとりの夢の実現をサポートすることで、地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。

▶ 組織ビジョン

健全経営に徹して経営の持続可能性を確保するとともに、コミュニケーションとチームワークを大切にして総合力を高め、環境変化に的確に対応できるしなやかな組織を構築します。

▶ 人材ビジョン

お客様それぞれの課題に対応した質の高い金融サービスを提供するため、役職員一人ひとりが能力の向上を目指し、幅広い知識の習得と提案力の強化に努めるとともに、自分の仕事にやりがいと誇りと熱意を持って、粘り強く課題に取り組みます。

VALUE (価値観と行動指針)

Vision
実現のために
大切にすること

1. 真摯さ - すべての課題に真摯に対応します。
2. スピード - 柔軟な発想力で速やかに行動します。
3. 挑戦する心 - 夢の実現に挑戦します。
4. 熱意と粘り強さ - 熱意を持って粘り強く課題に取り組みます。
5. チームワーク - チームワークを大切に活気ある明るい職場を作ります。

金庫の概要

(令和8年3月31日現在)

- 創 立／昭和25年6月5日
- 本 店／東京都中央区日本橋室町1-9-14
- 預 金 量／8,732億円
- 融 資 量／6,075億円
- 会 員 数／46,850名
- 出 資 金／143億29百万円
- 役職員数／596名(期中平均617名)
- 店 舗 数／30店舗
- 営業区域／東京都23区、西東京市(旧保谷市)、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、小金井市、府中市、川口市、戸田市、三郷市、八潮市、草加市、朝霞市、和光市、さいたま市(旧浦和市)、市川市、浦安市、松戸市

※当金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者はありません。

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1)債務の保証又は手形の引受け
 - (2)有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引
 - (3)有価証券の貸付け
 - (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券の引受け並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6)株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行等の業務の代理
 - (7)金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)、銀行等の業務の代理又は媒介及び信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介
 - (8)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (9)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (10)振替業
 - (11)両替
 - (12)デリバティブ取引であって信用金庫法施行規則で定めるもの
 - (13)金融等デリバティブ取引
 - (14)ファイナンス・リース取引の媒介で信用金庫法施行規則で定めるもの
 - (15)金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275号第1項により行う保険募集
 - (2)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (3)中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3年法律第80号)第54条第1項により行う共済募集

令和7年度事業の概況

事業方針

第22次3カ年計画「組織力強化と変革期への挑戦」の2期目となる令和7年(2025年)は、段階的な政策金利の引上げに伴い「異次元緩和」の時代から「通常の金融環境」へ変化を遂げ、経済及び社会構造が大きな転換期を迎えるなか、当金庫は引き続き新しい経営環境に挑戦していく方針としました。

融資支援を通して地域のお客様に貢献していくという経営方針のもと、事業再生や後継者問題など様々な課題を抱えるお客様の業況を的確に把握するとともに、資金需要のあるお客様においては保証協会や東京都制度融資を活用しながら積極的な資金繰り支援を行うこととしました。その為にも資金調達手段としての預金の重要性が増していることから「量」だけではなく安定的な「粘着性のある預金」の確保のため、法人のお客様においては事業資金の決済口座、個人のお客様においては日々の生活口座として当金庫の口座を利用頂けるような関係の強化を図っていく事としました。

予測できない速さで変化する経営環境や生活環境に的確に対応していくため、職員一人ひとりが自ら考え、活動することで、金庫全体としての組織力の強化を図っていく方針としました。

金融・経済環境

令和7年(2025年)の世界経済は、地政学リスクの長期化や物価高といった不確実性を抱えながらも、全体としては穏やかな成長軌道を維持した年となりました。各国で金融政策の正常化が慎重に進む一方、AI関連を中心とした技術投資やエネルギー・通信分野への公的投資が拡大し、これらが幅広い分野へ波及したことで急激な景気後退は回避しました。

日本国内は令和7年10月に高市早苗氏が内閣総理大臣に就任し、日本初の女性首相が誕生しました。新政権の下では、物価対策、危機管理投資、成長投資による強い経済の実現、外交・安全保障政策の強化など幅広い政策課題への対応が進められています。経済界では政策決定の迅速化や実行力への期待が高まっており、これらの政策動向は企業活動と国内経済の方向性に大きな影響を与えるものとして注目されています。一方で、日本経済は急速な少子高齢化の進行という構造的課題を抱え続けており、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる中、地域企業では後継者不足が一層深刻化し、事業承継は待ったなしの喫緊の経営課題として顕在化しています。

業績

◇預金・積金

当期末の預金積金残高は873,251百万円と前期比16,336百万円増加しました。例年実施している懸賞付定期預金や夏と冬の金利上乘せキャンペーン定期預金の獲得推進、年金受給者向けの新商品の提供や事業性資金の獲得により流動性預金の増強を図ることが出来ました。

◇貸出金

当期末の貸出金残高は607,571百万円と前期比10,482百万円減少しました。店舗や地域の特性を踏まえ、都や区および保証協会等の制度融資を利用し積極的に融資を推進してきました。また、不動産関連融資は都心店舗を中心に資金需要も多く適切なリスク管理の下、融資を行ってまいりました。

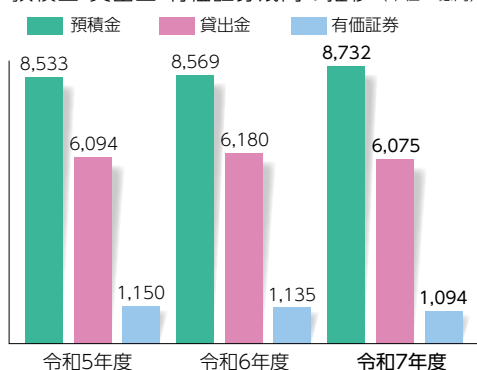
◇有価証券

当期末の有価証券残高は109,496百万円と前期比4,030百万円減少しました。国内外の中央銀行の金融政策や国際的な地政学的リスクによる市場への動向を見極めながらの運用となりました。

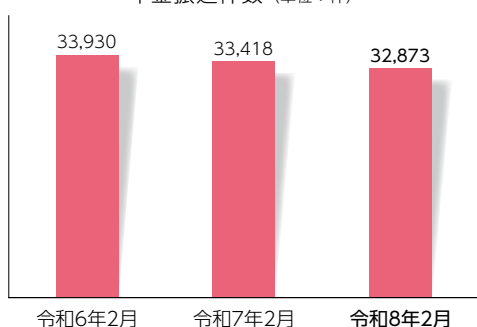
◇年金

多くの方に年金受給口座として当金庫をご利用いただいております。令和8年2月の年金振込件数は32,873件となりました。

預積金・貸出金・有価証券残高の推移 (単位: 億円)



年金振込件数 (単位: 件)



◇損益状況

地域のお客様の資金繰り支援を積極的に対応したことにより貸出金残高が増加した結果、利子補給を含めた貸出金利息は14,281百万円と前期比2,158百万円増加しました。貸出金利回りは2.27%と前期比0.31ポイント上昇しました。

また、預金積金利息については1,798百万円と前期比1,249百万円増加しました。預積金残高は、相続等による流出もありましたが、定期預金の取り組みや融資金の一部が流動性預金に歩留まったこともあり増加しました。預金利回りは0.20%と前期比0.14ポイント上昇しました。

余裕資金運用は不安定な金利情勢が継続している中で、収益確保に向けてきめ細かな運用を実施した結果、預け金利息は1,027百万円と前期比409百万円増加、有価証券利息配当金は806百万円と同105百万円増加しました。

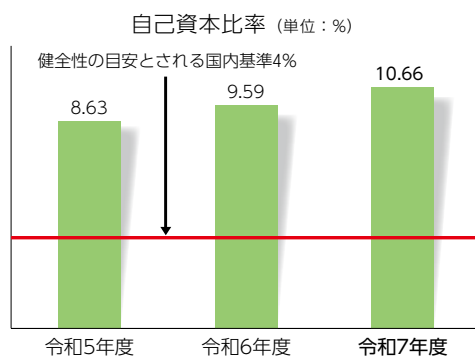
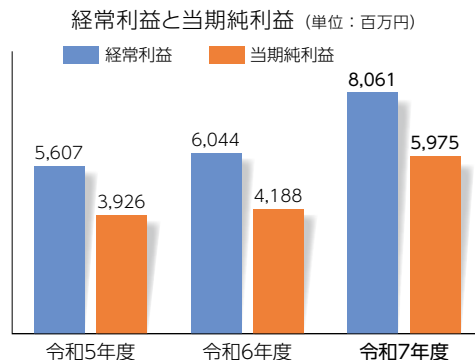
役務取引等収益は1,017百万円と前期比9百万円増加しました。EB関連手数料や仲介手数料等で増加となりました。

経費は合計で7,168百万円となり前期比195百万円増加しました。人件費で4,694百万円と前期比100百万円増加しました。物件費は2,173百万円と前期比80百万円増加しました。

また、貸倒引当金戻入益は304百万円、貸出金償却は113百万円となりました。

この結果、経常収益は17,762百万円と前期比2,935百万円増加、経常費用は9,701百万円と同918百万円増加となり、経常利益は8,061百万円と同2,016百万円の増加となりました。令和7年度も地域のお客様に対するきめ細かな営業推進が結果に結び付き、当期純利益は5,975百万円を計上することができ、前期比1,787百万円増加となりました。

自己資本比率は、健全性の目安とされる国内基準4%を超えており、令和7年度は10.66%となりました。



事業の展望と課題

国内外において様々な点で転換期にあるなか、お客様の抱える課題も多様化しており、地域金融機関の地域経済に対する貢献力の期待が高まっています。また、日本銀行による政策金利の見直しにより預金金利が上昇し、資金調達の柱である預金積金の獲得競争は今後さらに激しさが増していくことが予想されます。

融資を柱として活動している当金庫としては、地域のお客様への積極的な資金繰り支援を継続していくとともに、様々な事情を抱える中小企業等において事業の安定性や成長可能性等を総合的に判断し支援を行う事業性評価に基づく事業性融資に取り組んでまいります。そのためには、金融機関にとって基盤となる預金積金は大切であり、なかでも個人預金を中心とした安定的な預金確保のためには、旅行や観劇会、相続セミナーなどを通じて本部と営業店が一体となってお客様との関係強化を図るとともに、60歳以上を対象とした金利上乘せ普通預金「とくとく60」といった新商品も取り扱いながら預金積金の強化を実施していきます。

現在約7,000万人といわれる日本の労働人口は四半世紀後の2050年には約5,500万人まで減少するとの予測もあり、今後人材の確保が一層厳しくなると予想されます。当金庫としても人的基盤の確立のために採用や離職防止の強化を図るとともに、職員一人ひとりのスキルアップのための学びの機会を増やすなど人材育成元年とも言うべき環境作りを整えていく方針です。

令和8年度事業計画の主要課題は第22次3カ年計画と同様以下の通りとしました。

1. 中小企業等事業先への対応強化
2. 個人取引先への対応強化
3. DXの強化
4. 内部管理態勢の強化
5. 組織力と人的基盤の強化



コンプライアンス態勢

「コンプライアンス」とは、法令の遵守だけに止まらず、金庫内の規程や種々の要領、あるいは社会的倫理についても遵守するという意味です。当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その体制を整備するとともに、全役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配付しその考え方を徹底しています。

●コンプライアンスの組織体制

コンプライアンスを徹底するために、理事長以下役員を主要メンバーとして構成している「コンプライアンス委員会」を定期的開催するとともに、本部各部及び各営業店にコンプライアンス責任者を配置し、会議、勉強会等を通じてコンプライアンスの重要性を認識させています。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、及び制裁対象者対策について

当金庫はマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、及び制裁対象者対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、経営陣による関与の下、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「拡散金融リスク評価書」等をふまえて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、及び制裁対象者対策の基本方針と管理規程を定めています。

また、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、及び制裁対象者防止策として預金規定等を改定しました。

これらに基づき、お客様のお取引の内容・状況等に応じて、追加の確認資料等をお願いする場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●反社会的勢力への対応

社会的に大きな問題となっている反社会的勢力（指定暴力団等）に対する対応についても、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定するとともに、「暴力団排除宣言」及び「反社会的勢力対応方針」を公表し、当該勢力との取引を排除する態勢を整備しています。

当金庫では各預積金・貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入し、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であると判明した場合、取引を停止したり、契約を解約させていただきます。

新たにお取引をお申込みいただく際には、反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いしておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●振り込め詐欺救済法への対応

当金庫は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（いわゆる「振り込め詐欺救済法」）に基づき、詐欺等に利用された預金口座について預金保険機構のホームページにて公告を行い、また、お問合せ窓口を設置し、預金口座残高を被害者の方々へお支払いしています。

また、オレオレ詐欺や預貯金詐欺等の特殊詐欺に対する職員の意識を高め、店頭やATMコーナーでのご高齢者への声掛けを徹底するなど、地元警察署との連携により、特殊詐欺防止に努めています。

●預金者保護法への対応

預金者保護法の施行により、「不正に預金等が払出された場合の対応要領」を制定し、万一、被害が発生した場合の被害者への補償ルールを取り決め、お客様に過失が無いときは、一定のルールに基づき原則補償することとしています。

【偽造盗難キャッシュカードの被害防止対策】

(1) ご利用できる暗証番号の制限

生年月日、同一数字の繰り返し、連続番号等の他の人から類推されやすい暗証番号はご指定いただけなくなりました。また、該当するお客様がATM取引をした場合、注意喚起の文言を掲示しご確認をいただいています。

(2) ATMによる異常取引の確認

当金庫では、ATMによる現金引出が異常と考えられる取引を検知しており、その場合はお客様に対して取引の正当性について確認しております。

(3) ATM取引の一部利用制限

当金庫では「特殊詐欺」からお客様をお守りするために、70歳以上で過去3年間にキャッシュカードを利用されていない場合は、出金限度額を1日あたり「10万円」とさせていただきます、キャッシュカードによるATMでのお振込みが出来ないよう制限をかけています。なお、出金限度額の引上げ、ATM振込みをご希望のお客様は、ご本人確認資料・お届出印・キャッシュカードをご持参の上、窓口へお申し出ください。

●個人情報保護法への対応

当金庫は、地域金融機関としての高い公共性を有していることから、お客様からの信頼を第一と考え、営業活動を続けています。したがって、個人情報の保護については、金庫の最重要課題の一つと捉え、法令に基づき、個人情報保護に関する適切、かつ有効な態勢を整備しております。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を適切に取得、管理する態勢を整備しております。

役職員の個人情報に対する知識や認識の向上を図るとともに、担当部署による確認チェック及び指導を行う等、お客様が安心してご利用いただけるよう、実効性ある管理態勢を図っています。

リスク管理態勢

当金庫は、経営の健全性を確保するため、適切なリスク管理態勢の確立を経営の重要な課題の一つとしています。激しく変化する環境のもとで、健全な金庫経営を維持するためには、様々なリスクを適切に管理する必要があります。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの各カテゴリーごとの管理とともに、それぞれのリスクを横断的、統合的に管理する態勢を整備しています。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関が直面する各種リスクを出来る限り統一的な手法で計量化し、経営体力(自己資本)と比較、対照することによって、資本の十分性を検証するという自己管理型のリスク管理のことです。当金庫ではVaR等の統一的な尺度でリスクの数値化を進める等、リスク管理の高度化に向けた取り組みを行っています。

●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。信用リスクの大部分は、融資業務より発生しますが、当金庫は業種別ポートフォリオの管理、大口貸出先の管理に加え、取引先の格付け等による融資先の把握を推進し、厳正な審査を行っています。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動により、資産・負債の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動して損失を被るリスクのことです。当金庫では、余裕資金運用委員会を設置し、経営方針に基づき、収益性、安全性について十分検討を加え、資金の運用を行っています。

●流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金の確保が困難になるリスクのことです。当金庫では、不測の事態にも対応できるよう、資金の運用を、換金性の高い資産へ計画的に行うなど、資金繰りの健全性を維持しています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動、システム等が不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では具体的なカテゴリーとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクを定め、以下の通り管理しています。

(事務リスク)

事務リスクとは、事務処理上の過程で過失や故意により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、事務処理を厳正に実施するため、各種の事務規程や要領等を整備し、業務の多様化に対応した研修会や勉強会を開催し、職員のレベルアップを図っています。また監査部門、リスク管理部門の点検、各部の事務指導部門の指導等により、適正な事務処理態勢を整備しています。

(システムリスク)

システムリスクとはコンピュータシステムの障害や誤作動、不備、不正利用等により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では一般社団法人しんきん共同センターのシステムを共同利用することで、基幹システムのリスクを極小化しています。さらに当金庫で使用する、システム、パソコン等の情報資産は、管理方法を定め、厳正な日常の管理と、定期的な管理状況のモニタリングにより、システムリスク管理の徹底を図っています。また大規模地震等の緊急事態については、「緊急事態対応要領」に基づき対応することとしており、社会的要請と、お客様の安全確保等に対処できるよう態勢を整備しています。

(法務リスク)

法務リスクとは、法令等の遵守状況が十分でないことにより損失を被るリスク、法令改正や訴訟への対応が不十分で損失を被るリスクです。当金庫は法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢等を、経営の重要な課題と位置づけ、態勢の整備を行っています。

(風評リスク)

風評リスクとは、各種リスクが顕在化することにより、噂話の拡大、あるいは報道等により生ずるリスクです。当金庫は、「信用不安等危機管理要領」を制定し、危機段階別に適正な対応ができる態勢を整備しています。

(人的リスク)

人的リスクとは、人事運営上の不公平、不公正、差別行為などから生ずる損失、損害を被るリスクです。当金庫では「ホットライン制度に関する規程」、「職場におけるハラスメント防止等に関する規程」、「公益通報者保護管理規程」等を制定し、公明正大な態勢を整備しています。

(有形資産リスク)

有形資産リスクとは、建物や各種設備が、災害、その他事象により損害を被るリスクのことです。当金庫では、計画的な点検整備の実施や、「緊急事態対応要領」に基づき、幅広く緊急事態に対応できる態勢を整備しています。

業務継続計画について

大地震などの危機事態に備え、速やかに業務を再開、継続するための「業務継続計画」を策定するとともに、その態勢整備、確立を図ることにより、必要な金融サービスの提供に努めています。

なお、危機事態への対応については風評・自然災害・システム障害・集団感染のカテゴリー毎に実務的マニュアル等を整備のうえ、実効性のある訓練を定期的実施しております。

金融ADR制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は61～62ページ参照)または業務部(電話:03-3279-4480)にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部、または、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

東京シティ信用金庫と地域社会

当金庫は、東京23区及び多摩の一部地域、千葉県・埼玉県の一部地域を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。



TOKYO CITY

東京シティ信用金庫

店舗数 30店舗

役職員 596名

お客さま
会員の皆さま
(会員数 46,850名)

預金積金 873,251百万円

地域の皆さまからご信頼を受けて、資産づくりのお手伝いをしております。今後も資産形成や運用にご活用いただける商品・サービスを提供します。

出資金 14,329百万円

会員の皆さまからの出資金に支えられています。

貸出金 607,571百万円

地域に還元するという方針のもと、地域の中小企業や個人の皆さまの資金ニーズにお応えするために安定供給に努めています。

その他の運用

地域の皆さまからお預りした大切な資金の一部で運用を行っています。運用にあたりましては安全性を第一に考えており、預け金と債券を中心に運用しています。

文化的・社会的貢献

当金庫は地域社会の一員として地域活性化に向けた取り組みや地域とのふれあいを通じて、皆さまのお役にたつような様々な活動を行っています。

支援サービス

お取引先に対し、資金面での支援だけでなく、地域経済の再生・活性化へ向けて当金庫では、営業店と本部が一体となり、中小企業の経営改善に取り組んでいます。



この1年の歩み

令和7年 4月	・第49回懸賞付定期預金の取扱いを開始いたしました。 ・当金庫で年金受給して頂いている皆様に旅行や観劇等特典のご案内、地元サークル、老舗店、地元有名人等のご紹介や様々なサービスを提供している「名優会」の会報誌を約3万冊発送いたしました。
令和7年 7月	・第150回国内旅行「函館と浅虫の海鮮、奥入瀬の自然を堪能する3日間」を実施し431名様のご参加をいただきました。
令和7年 8月	・地域貢献・SDGs活動の一環として本年は5台の車いすを営業店周辺の社会福祉協議会や学校、デイケアセンター等地域の皆様がご利用になる施設に寄贈いたしました。
令和7年10月	・第50回懸賞付定期預金の取扱いを開始いたしました。 ・「中央区ビジネス交流フェア」を開催いたしました。参加バイヤー5社にて、合計27商談を行いました。
令和8年 1月	・60歳以上の個人の方限定普通預金「とくとく60」の取扱いを開始いたしました。 ・名優会明治座観劇会「松平健×コロッケ特別公演」暴れん坊将軍・「マツケン・コロッケのゴールデンパラダイスショー」を開催し1,056名様に観劇いただきました。
令和8年 3月	・第151回一泊二日の年金旅行「四万の薬湯といちご狩り・上州と軽井沢をめぐる2日間」を実施いたしました。伊香保おもちゃと人形自動車博物館、いちご狩りを楽しんだ後、四万温泉にて一泊。浅間酒造観光センター、軽井沢アウトレット、こんにやくパークを訪問し、540名様のご参加をいただきました。
令和7年 4月～ 令和8年 3月	・「エコキャップ運動」を継続して行っています。お客様のご協力を頂き1年間で838千個、ポリオワクチン838人分の協力が出来ました。 ・献血は6月に29名、2月に23名にご協力頂きました。温かいご支援ご協力に心より感謝申し上げます。



「地域密着型金融」の取り組み

当金庫では、「地域密着型金融」に取り組んでおり、単に資金提供者としてではなく、お取引先企業のライフステージや事業の持続可能性等に応じた支援を行っております。

情報・人材を多面的に活用し、経済的な側面だけでなく、社会的・環境的な貢献活動にもバランスよく取り組み、地域全体の活性化と持続的な成長に貢献してまいります。

1. 多様なニーズに対応する商品の充実

令和7年度は、金融不安・資源高・ウクライナ情勢等により影響受けたお客様へのご融資、各種給付金・補助金・助成金等の情報提供を行いました。また、法人のお客様を対象とした事業安定のための「ジャンプ」、借入により経営改善が見込まれる「サポート」と「ゴーアップ」、地元商店街組合及び構成員を対象とする「地域活性化ローン」を販売しております。また、日本政策金融公庫と連携し、地域の中小企業の皆様の資金面をサポートするローンも取扱っております。個人では、収益物件建築のための「大家さん」、更には、よりリーズナブルな賃貸経営を求める方のための「うるおい」、お子様の大学教育資金の支払時期に返済額が軽減できる「子育て支援住宅ローン」、年収制限、勤続年数制限等を設けず幅広い皆様にお申込みいただける「セゾンの住宅ローン」、使い道はご自由で手続き・書類が簡単なインターネットでの申込み可能な「シティきゃっするフリーローン」、さらには「GO速球」や「カードローンきゃっする」と、お客様のお役に立つ商品をご用意しております。



事業の飛躍、経営課題を解決するための資金です



日本橋法人会との連携で事業の飛躍を応援します



自己所有地に建てるアパート・マンション等賃貸住宅の建築資金及びリフォーム資金です



アパート・マンション等賃貸住宅の購入資金及び他行肩代わり資金です



手続き簡単、最高1,000万円までです



年収金額制限、勤続年数制限等を設けず幅広い皆様にお申込みいただけます



お子様が大学等在学の期間中は、お申出によりご返済金額を最大50%軽減させていただきます



お使い道は自由(事業性は除く)です



60歳以上で年金受給されているお客様がご利用いただけます



空き家解体の諸費用にご利用いただけます

2. お客様の課題解決支援

- (1) 相続・遺言等に関するご相談及びセミナー開催
～「お悩み」を「安心」に～

相続は、誰もがいつかは向き合わなければならない大切な問題です。当金庫では、「お悩み」を抱えるお客様に寄り添い「安心」に変えていくよう専任の相談員を置いてご相談に対応するほか、司法書士や税理士などの専門家と連携してお客様の課題解決に向けたワンストップサービスを提供しております。

また、年二回各営業店で実施する「相続・遺言セミナー」(無料)は、基本から最新の情報まで幅広くお伝えしており、受講されたお客様からは「知らないことが多かった。」「もっと早く来ればよかった!」等といった多くの声が寄せられ、大変ご好評を



いただいております。知識を深めたい方や何をすれば良いかお悩みの方は、ぜひセミナーをご検討下さい。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

(2)事業承継支援

法人の相続ともいえる事業承継は長期に亘る事前準備が必要です。当金庫では、専門部署による対応のほか、公的機関の事業承継・引継ぎセンターや民間の(株)日本M&Aセンターや(株)バトンズ・(株)日本資産総研・(株)信金キャピタル等の提携ブレーンと共にサポート致します。

(3)年金に関する相談

年金に関する専門グループを設置して、年金のお受け取りまでの手続きのサポートや、年金に関するご相談にお応えしています。令和7年度は3,066件のご相談をいただきました。

(4)職員の能力向上

事業承継や相続・信託に関するFST(フィールド・セールス・トレーニング)や、相続や年金のOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)を実施し、職員の応談能力向上を図っています。また、各業種の特性を捉えて適切な対応を目指す「事業者支援力向上研修」やしんきんeラーニングシステム「Sels(セルズ)」による知識面の拡充にも取り組んでいます。

(5)その他

様々なお客様の課題について、東京都や中央区等の官公庁や東京商工会議所・中小企業経営支援センター(中小企業診断士の団体)、(株)タナベ経営等のコンサルタント会社等、外部ブレーンのノウハウも利用して解決の道筋をつけてまいります。

3. SDGs活動の取り組み

SDGs活動は2015年の国際連合採択の「我々の世界を改革する:持続可能な開発のためのアジェンダ2030」に記載された国際目標です。世界の各企業・団体が様々な課題を解決し、持続可能でより良い社会の実現を目指しています。当金庫は令和3年10月1日にSDGs宣言を行い、活動を続けています。

(1)エコキャップ運動

令和7年度は、お客様のご協力により1,676kg(個数にして約83万8,000個)のエコキャップを回収いたしました。これにより838人分のポリオワクチンを供給することができました。



エコキャップ回収作業

(2)献血

献血活動は令和7年6月に29名、令和8年2月は23名の計52名の皆様にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。



献血

(3)小学生の職場体験

小学2年生の児童数名と教員が来店されました。総合的な学習の一環として、働くことの意味や大変さ、楽しさを知り、社会の一員としての自覚やマナーを学ぶ貴重な機会になったようです。

(4)脳活いきいきセミナー

ドキュメンタリー映画や頭の体操のレクチャーを通じて楽しく脳機能・認知症の基礎知識・予防改善について知っていただく取り組みとして、脳活いきいきセミナーを令和8年1月27日に開催し、145名のご参加をいただきました。

(共催:(株)公文教育研究会学習療法センター、フコクしんらい生命保険(株))



脳活セミナー

(5)特殊詐欺の防止

特殊詐欺は「ニセ警察」や「ロマンス詐欺」「SNS型投資詐欺」など全世代に拡大しています。私どもは「被害を食い止めたい」との強い思いから「躊躇せずホットラインを使用する」ことを徹底し、特殊詐欺撲滅に取り組んでいます。

【特殊詐欺防止実績表】

年 度	事件件数	防止成功件数	防止失敗件数	防止成功率
令和元年度	1件	1件	0件	100%
令和2年度	7件	6件	1件	85.7%
令和3年度	7件	5件	2件	71.4%
令和4年度	5件	5件	0件	100%
令和5年度	4件	3件	1件	75.0%
令和6年度	5件	4件	1件	80.0%
令和7年度	2件	2件	0件	100%



特殊詐欺防止の表彰(赤羽支店)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

当金庫は、お客様の経営課題に向けて最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、関係機関や外部機関と連携を図りながら、十分な時間をかけて実行支援致します。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

- ①東京都中小企業活性化協議会・東京都中小企業振興公社・東京商工会議所等の外部機関及び中小企業診断士・税理士・弁護士等の外部専門家を活用して、当金庫職員の有資格者(司法書士・中小企業診断士・社会保険労務士・宅地建物取引士・認定事業再生士・事業再生士補・CFP/AFP・1級FP技能士等)と連携した経営支援を実施しています。
- ②お客様の様々なライフステージや経営課題に対応するため、東京都中小企業診断士協会、日本公認会計士協会、日本政策金融公庫東京中央支店、及び東京支店、商工組合中央金庫本店営業部、TKC東京中央会との間で業務連携を結び、お客様が直面する経営課題やニーズの解決を図るための支援を実施しています。
- ③経営支援のための知識習得として、各種資格に奨励金制度を設けています。また、外部専門家と連携した支援活動には、当金庫職員も同席して支援のノウハウを習得しています。

3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

当金庫は、平成25年8月に「東京シティプラットフォーム」を代表機関として組成しました。令和7年度もこの地域プラットフォーム機能を発揮すべく、国や東京都の各中小企業支援機関と連携して、ライフステージに応じた経営支援に取り組みました。

①創業・起業の支援

- ・東京都の「女性・若者・シニア創業サポート事業2.0」における融資相談窓口として創業者の支援に取り組みました。
- ・日本政策金融公庫との連携で創業融資の支援に取り組みました。

②成長段階における支援

- ・クラウドファンディング事業者との連携による、クラウドファンディング[hajimari](当金庫ネーミング)による販路拡大支援に取り組んでいます。
- ・国や東京都の各種補助金・助成金事業を積極的に発信し幅広い支援を実施しました。
- ・政府系金融機関である日本政策金融公庫と商工組合中央金庫と連携して資金繰り支援を実施しました。



クラウドファンディングのホームページ

③経営改善・事業承継等の支援

- ・国や東京都の各中小企業支援機関と連携して34先の経営改善・事業承継等を実施し、当金庫単独での経営支援は35先に対して実施しました。
- ・事業再構築補助金やものづくり補助金については中小企業庁より認定された経営革新等支援機関としての累計15先のお客様に対して確認書を発行することにより申請に当たっての支援を実施しました。

経営改善支援の取組実績(令和7年4月～令和8年3月)

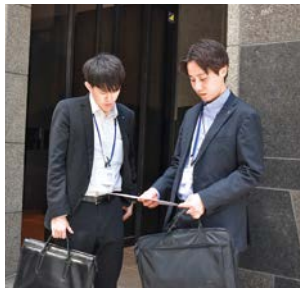
(単位:先数)

		期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	α のうち期末に債務者区分がラングアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善 支援取組 み率 α/A	ラングアップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①		8,638	0	0	0	0	0.0%	—	—
要注意先	うちその他要注意先 ②	767	32	5	25	0	4.2%	15.6%	0.0%
	うち要管理先 ③	3	1	1	0	0	33.3%	100.0%	0.0%
破綻懸念先 ④		326	6	0	6	0	1.8%	0.0%	0.0%
実質破綻先 ⑤		45	5	0	4	0	11.1%	0.0%	0.0%
破綻先 ⑥		13	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)		1,154	44	6	35	0	3.8%	13.6%	0.0%
合計		9,792	44	6	35	0	0.4%	13.6%	0.0%

4. 地域活性化に関する取り組み状況

●ソリューション営業

当金庫の経営理念の使命である、地域密着の価値ある金融サービスを通じて、地域お客様の豊かな未来を創造するため、お客様の現状の課題を伺い事例として積み上げるとともに、外部の専門家とも連携して多様な課題解決策をご提供いたします。



ソリューション営業

●創業に関わる支援活動

東京都の「女性・若者・シニア創業サポート事業2.0」における融資相談窓口として創業者の支援に取り組みました。

●相続コンサル部門

専任の相続コンサル担当職員を置いて相続等お客様の疑問にお答えするばかりでなく、様々な支援活動を実施しています。

●中央区ビジネス交流フェア2025

本フェアは中央区内の中小企業の販路拡大及び商取引機会の創出を目的として開催されている展示会と商談会が一体となったBtoB特化型フェアです。当金庫もしんきん協議会の幹事金庫として中央区と共催で「中央区ビジネス交流フェア2025バイヤー商談会」を開催いたしました。

出展企業は66社、参加バイヤーは5社で27商談が行われました。



5. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下の通り策定しています。同取組方針に基づき経営者保証の必要性については、お客さまと丁寧な対話によ

り、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は1,648件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は22.35%、保証契約を解除した件数は118件です。

経営者保証に関するガイドラインに対する当金庫の取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくことを目的に、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や事業性評価等の内容を踏まえ経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

名優会

名優会とは、当金庫で年金をお受け取りいただいている方を対象とした年金友の会です。会員の皆様には会報誌「名優会」を毎年お手元にお届けしています。
令和8年度から春・秋の年2回発行いたします。



「名優会」の会員になるには…

東京シティで年金をお受け取りいただければ、自動的に会員になります。入会費および年会費は一切かかりません。ご入会后、お名前の入った会員カードをお届けします。特典利用の際に必要なことがございますので大切にお持ちください。

- 入会費および年会費は一切かかりません。



名優会の特典

■しんきんサポートプラン

0120-650-310

(無料フリーダイヤル)

ご本人及びご家族の方が24時間いつでも無料でご利用いただけます。(祝日を除く)



■シニアサポーター団体傷害保険の加入

任意で団体傷害保険に加入いただけます。急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

■ホテル・旅行会社の割引利用

名鉄観光サービス・西鉄旅行・熱海大観荘・鴨川グランドホテルと提携しています。



■誕生日プレゼント

誕生日に、バースデーカードとプレゼントをお届けいたします。

■会報誌「名優会」の提供(令和8年より春・秋の年2回)

■年金旅行・観劇会の割引利用

年金旅行・観劇会に会員特別割引料金でご参加いただけます。



■年金「何でも」相談

0120-664-461(無料フリーダイヤル)

年金に関するあらゆるご質問にお答えします。

■人間ドックの割引利用

都内の6カ所と提携しています。

■健康ランドの割引利用

都内の日帰り温泉1カ所と提携しています。

■新米5kgプレゼント

新米プレゼント企画は、今年も実施いたします。名優会誌に同封の「抽選券」をお取引店にお持ちいただくか、お伺いしている職員にお渡しください。

抽選で300名に新米が当たる大好評の企画です。今回は更にWチャンスとしてご抽選に漏れてしまった方の中から100名様に令和8年産新潟県南魚沼コシヒカリ(5kg)を用意いたしました。皆様のご応募をお待ちしております。



「名優会旅行」トピックス

令和7年度は、7月に国内旅行「函館と浅虫の海鮮、奥入瀬の自然を堪能する3日間」、令和8年3月に年金バス旅行「四万の薬湯といちご狩り、上州と軽井沢を巡る2日間」を実施いたしました。どちらの旅行も大変大盛況となりました。多くの皆様にご参加いただき、心より感謝申し上げます。



明治座観劇会

名優会明治座観劇会は、名優会の会員の皆様と当金庫の会長、理事長をはじめとする役員が直接お会いできる数少ないイベントです。

令和8年1月22日に「暴れん坊将軍～松平健・コロケ～」を開催いたしました。当日は1,000名を超える参加者で大盛況となりました。多くの皆様にご参加いただき、心より感謝申し上げます。



これから年金をお受取りになる方へのサービス(無料)

当金庫では、年金のお受取について下記のサービスを実施しています。

- 年金加入(納付)期間・年金受給資格・年金受取額の調査の代行をします。
- 年金の新規裁定請求手続きの代行をします。
- 裁定請求書の記入方法、新規裁定請求手続き時の必要書類をご案内します。

※年金のお受取準備・裁定請求手続・お受取中の手続きに関するお問い合わせは無料のフリーダイヤルで受付けています。

フリーダイヤル

0120-664-461

総代会のしくみ

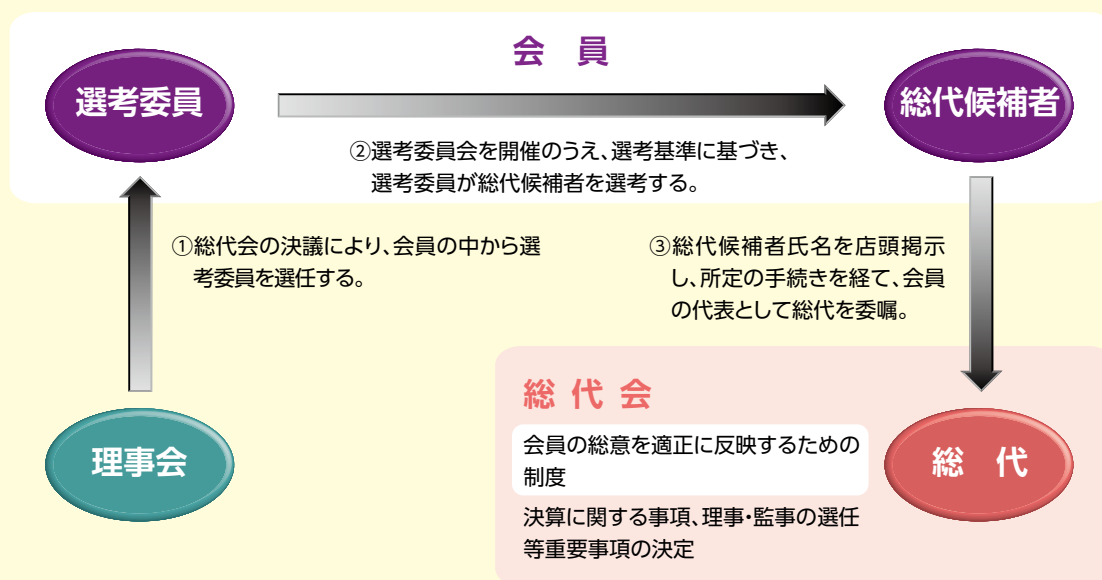
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員の皆様一人ひとりの意見を最大限に尊重する協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会としての開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて会員の中から選出された総代によって構成される、総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の皆様の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会は、会員の皆様一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、80人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、令和8年4月26日現在の総代数は76人で、会員数は、46,834名です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

(注) 総代候補者選考基準

①資格要件

- 当金庫の会員であること

②適格要件

- 総代としてふさわしい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 人格に優れ、当金庫の理念・使命を充分理解している方
- その他総代選考委員が適格と認めた方

第76回通常総代会の確定決議事項

第76回通常総代会では、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり、承認可決されました。

1. 報告事項

第1号報告 監事の監査報告

第2号報告 第76期 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告

2. 決議事項

第1号議案 第76期 令和7年度剰余金処分案承認の件

第2号議案 会員の除名に関する件

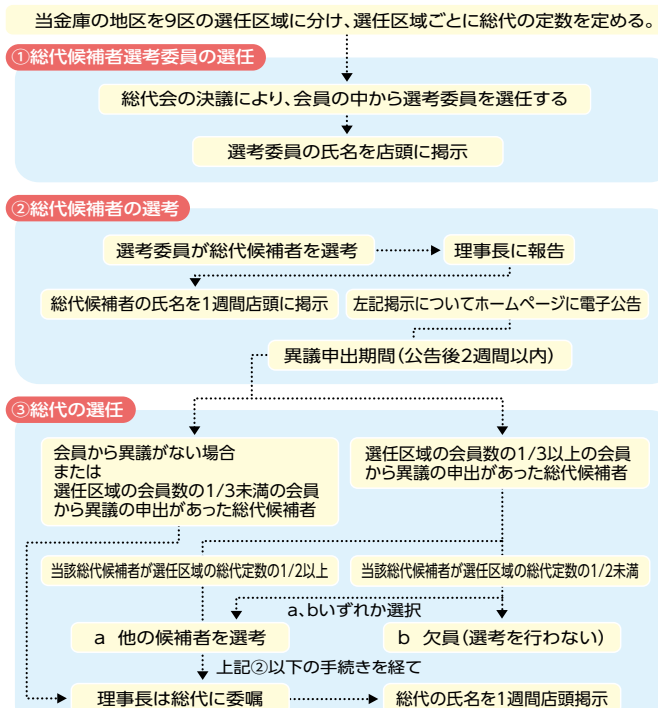
第3号議案 監事3名選任の件

第4号議案 総代候補者選考委員29名選任の件

第5号議案 退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件



総代が選任されるまでの手続きについて



総代の氏名等

個人情報保護の観点からお名前前の記載につきましては、ご承諾を得ています。

(令和8年4月26日現在)敬称略・順不同

選任区域	人数	氏名					
1区 千代田区・港区・台東区	9人	鈴木 勝也 ⑨	大塚 清 ⑨	長谷川正雄 ⑨	柴崎 祐一 ④	櫻井 裕司 ②	
		田口 洋司 ⑦	田中 良一 ⑦	高橋 誠 ⑤	黒木 清隆 ⑦		
2区 中央区	8人	今村 勇雄 ⑨	堀内 榮一 ⑨	橋本 亨 ①	高野 享士 ⑨	南川 仁 ⑨	
		柴川 賢 ⑨	廣田 忠勇 ⑨	田村 章 ①			
3区 新宿区	7人	池田 哲雄 ⑨	寺部 優 ①	上田 邦彦 ⑨	横山 繁 ③	渡邊 暁 ③	
		壺屋 昭雄 ①	齋藤 浩一 ①				
4区 品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・武蔵野市・三鷹市・調布市・府中市・狛江市・小金井市・西東京市(旧保谷市)	11人	松浦 啓雄 ④	原田 眞 ③	初鹿野一良 ⑧	色川 節夫 ⑨	高尾隆一郎 ①	
		加藤 晴生 ①	粕谷 孝一 ⑨	高橋 貞雄 ⑨	川田 真之 ①	熊崎 善隆 ②	
		長 茂雄 ①					
5区 江東区・江戸川区・市川市・浦安市・松戸市	13人	飯島 隆典 ⑨	伊佐野勝利 ⑤	杉浦 富夫 ⑤	飯嶋 敏彦 ①	田丸 大助 ①	
		多部田幸雄 ①	岡安 栄一 ⑨	伏島 泰全 ③	平本 昭英 ⑥	久松 孝司 ①	
		福原 草人 ①	岡村 忠雄 ⑥	西條 和典 ③			
6区 文京区・墨田区・荒川区・足立区・川口市・三郷市・八潮市・草加市	3人	五十嵐 猛 ⑨	小石川芳夫 ②	川村 恭典 ⑨			
7区 葛飾区	10人	飯島 豊 ⑨	鈴木 敬 ⑨	木元 健一 ⑥	清水達太郎 ⑨	奈良橋健造 ④	
		鈴木 茂雄 ⑥	宮田 勝正 ⑨	石川 輝夫 ⑨	成田 義彦 ②	徳増 昌宏 ①	
		赤嶺 心 ①	吉度 進 ①	渡部 記春 ⑨	酒井 茂 ⑤	植松 俊次 ③	
		水嶋 雅弘 ⑥					
8区 中野区・杉並区・練馬区	6人						
9区 豊島区・板橋区・北区・戸田市・朝霞市・和光市・さいたま市(旧浦和市)	9人	金澤 君光 ①	長岡 昭治 ⑨	羽鳥 賢 ⑨	宇野 功 ⑨	後藤 隆司 ①	
		阿部 成一 ②	本多 俊夫 ①	石子達次郎 ①	半田 恵子 ①		
	76人	*氏名の後の数字は総代への就任回数					

総代の属性別構成比

職業別	法人代取(会長)92.11%・個人事業主7.89%・個人0.00%
年代別	70代以上67.10%・60代21.05%・50代10.53%・40代1.32%
業種別	製造業27.63%・卸小売業14.47%・不動産・物品賃貸業27.63% サービス業19.74%・運輸業3.95%・建設業5.26%・情報通信業1.32%

主な商品とサービスのご案内

■ご預金

種 類	内 容 と 特 色
当座預金	小切手・手形などをご利用いただける預金です。事業をなさっている方に最適です。
普通預金	お一人に一冊。サイフがわりに、家計簿がわりにお気軽にご利用いただけます。また、公共料金や各種クレジット代金の自動引き落とし、給与や年金の自動入金にもご利用ができます。さらに、キャッシュカードにより、全国の金融機関及びゆうちょ銀行のATMを利用して、現金のお引き出しができます。
スーパー普通預金	3段階の金利でまとまった資金の運用に有利です。お預け入れ、お支払方法、機能等は従来の普通預金と同様でキャッシュカードのご利用もできます。
決済用普通預金	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。お預け入れ、お支払方法、機能等は従来の普通預金と同様でキャッシュカードのご利用もできます。
総合口座	個人の方がご利用できる「貯める、使う、借りる」を1冊にした便利な預金です。イザというときには定期預金としてお預かりの90%以内、最高300万円まで自動的にご融資させていただきます。
貯蓄預金	個人の方がご利用できます。お預け入れ残高に応じて利率を設定しており、お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。
通知預金	高額の短期的な資金の運用に最適な預金です。(7日以上のお預け入れが条件です。)
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息は非課税扱いです。
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に安全で有利な利回りの預金です。お預け入れは1ヵ月～5年以内でご自由にお選びいただけます。
スーパー定期預金	1千万円未満の資金の運用に安全で有利な利回りの預金です。お預け入れは1ヵ月～5年以内でご自由にお選びいただけます。個人の方で3年、4年、5年ものは、半年複利で更にお得な利回りとなります。
期日指定定期預金	個人の方がご利用できます。期間は3年で1年経過後は、1ヵ月前のご通知でいつでも自由にお引き出しできます。また、1年複利でお得な利回りとなります。
変動金利定期預金	6ヵ月ごとに金利が変わる時代の先を読む定期預金です。1年～3年の期間でお選びいただけます。
スーパー積金	将来のプランに合わせて、毎月お積み立てしていただけます。1回の掛金は5,000円以上で、期間は6ヵ月～60ヵ月です。
財形年金預金 財形住宅預金	お勤めの方の住宅資金や財産づくりのため、お勤め先を通して、毎月の給与やボーナスから天引きしてお積み立てしていただく預金です。550万円まで非課税の特典があります。
外貨預金	米ドルを中心に普通預金でお預かりします。米ドル以外の外国通貨でのご預金もお取り扱いできます。
しんきん相続信託 こころのボタン	ご本人に万が一のことがあったときに、ご家族が必要となる資金をすぐに受け取ることができます。
しんきん暦年信託 こころのリボン	年間110万円までの贈与税の非課税枠を活用したご家族への生前贈与の手続きをサポートします。
後見制度支援預金	成年後見制度利用者の財産保護・不正引き出しを防止することを目的とした普通預金です。入金・出金等は、家庭裁判所の指示書が必要となります。

第51回 満期ごとに抽選で現金をプレゼント! 6,900円

懸賞付定期預金

1等 10万円
2等 1万円
3等 3,000円
4等 1,000円

特別賞の60本
豪華カタログギフト

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)

東京シティ信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/to-city/

個人用

夏の定期預金 キャンペーン

令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)

適用金利
1年物 1.00%

募集総額 130億円(個人用を主とし、)
販売対象 個人の方、家族関係者に限り、
普通預金等も預金主に入金された金額からの優待でも作成できます。
購入期間 1年(金利型)・自動継続(元金継続・元利金継続)、非継続のお取扱いが可能です。
購入金額 一口10万円以上、一社あたりの作成口数の制限はありません。
適用金利 個人の方 1年物 1.00%
(お引き出し後は1年物 0.318%となります。)
税金 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、「復興特別所得税」が課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率がかかります。
詳しくは、店頭窓口にお問い合わせください。※預金保険制度の付保対象商品です。

東京シティ信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/to-city/

法人用

夏の定期預金

令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)

適用金利
1年物 0.40%

募集総額 130億円(個人用を主とし、)
販売対象 法人の方、また従業員等でもお預入れいただけます。新規購入に限り、
普通預金等も預金主に入金された金額からの優待でも作成できます。
購入期間 1年(金利型)・自動継続(元金継続・元利金継続)、非継続のお取扱いが可能です。
購入金額 一口10万円以上、一社あたりの作成口数の制限はありません。
適用金利 法人の方の割引利率は【1年物】0.338%
(お引き出し後は1年物 0.318%)
税金 法人について、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、「復興特別所得税」が課税され、15.315%(国税15.315%、地方税0%)の税率がかかります。
在留国等について、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、「復興特別所得税」が課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率がかかります。
詳しくは、店頭窓口にお問い合わせください。※預金保険制度の付保対象商品です。

東京シティ信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/to-city/

■ 外国為替

輸出為替業務・輸入為替業務・外国送金・その他外国為替に付随する関連融資と債務の保証を行なっております。

■機能サービス

法人インターネットバンキングサービス
(総合振込、給与振込、都度振込、残高照会、入出金明細照会、
資金移動業務、Eメール通知受信、税金・各種料金の払込み)

個人インターネットバンキングサービス
(残高照会、入出金明細照会、資金移動業務、Eメール通知受信、税金・各種料金の払込み)

通帳アプリ
(残高照会、入出金明細照会)

保険窓口販売業務取り扱い
(定期保険、終身保険、がん保険、医療保険、傷害保険、火災保険)

年金受取の取り扱い
(国民年金・厚生年金・共済年金・その他)

貸金庫

為替(振込、送金、手形・小切手の取り立て)

電子記録債権(でんさいネット)
「でんさい(電子記録債権)」は、パソコン等で「でんさいネット」の「記録
原簿」に電子記録をすることで、でんさいの発生(手形でいう振出)や譲
渡(手形でいう裏書)等ができる手形・売掛債権の問題点を克服した新
たな決済サービスです。

各種自動支払制度の取り扱い
(電気料・電話料・ガス料・上下水道料・NHK受信料・税金・国民年金
保険料等)

給与振込制度の取り扱い

国庫金収納の取り扱い

都・区公金収納の取り扱い

国債等の窓口販売の取り扱い

投資信託の取り扱い

株式払込み、配当金の受け取り

都営住宅使用料の収納と口座振替の取り扱い

東京都住宅供給公社の家賃等の収納と口座振替の取り扱い

各種クレジットカードの取り扱い
(しんきんVISA・JCB)

リースの取り扱い
(機械設備などのリースをご希望されるお客さまに、しんきんリース㈱
をご案内します。)

QRコード決済サービスへの口座登録・口座振替の取り扱い
(PayPay、メルペイ、BankPay(ことら)、J-coinPay)
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



■ご融資（個人ローン）

（令和8年7月1日現在）

商 品 名	特 徴	資金使途	期 間	限度額	担保・保証人
子育て支援住宅ローン	産休・育休・子育てに伴う時短勤務による収入減少中または、お子様が大学在学の期間中は、お申出によりご返済金額を最大50%軽減させていただきます。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	45年以内	2億円 (住宅プランEは1億円)	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 しんきん保証基金の保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン 「セゾンの住宅ローン」	申込上の年収金額制限、勤続年数制限等を設けておりませんので、幅広く審査受付可能です。	住宅の購入・新築・増改築（セカンドハウス・別荘含む）、借換資金に	50年以内	3億円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 (株)フレディセジョンの保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン 「住まいる いちばん」	「評価額の100%+諸費用」を低金利でご融資いたします。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	2億円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 全国保証㈱の保証を利用しますので、保証人は原則不要です。
シティ住宅ローン「夢づくり」 金利は変動金利型と3年、5年、10年固定金利型の4タイプ、さらに最長30年の全期間固定金利型をご用意しています。	保証会社の保証が不要です。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	6,000万円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。 保証人が必要です。
無担保住宅借換ローン	ご融資対象の土地建物に対して担保設定不要です。	住宅の借換資金に	20年以内	2,000万円	不要 (保証会社の保証を要します。)保証人原則不要。
3大疾病保障付住宅ローン	がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定のお支払事由に該当されたら住宅ローンの返済が不要になります。	住宅の購入・新築・増改築、借換資金に	35年以内	6,000万円	ご融資対象の土地建物に抵当権を設定します。

マイカーローン	手続き・書類が簡単でインターネットでの申込可能です。	車・バイク購入、車検修理他	10年以内	1,000万円	不要 (保証会社の保証を要します。但し、保証人が1名以上必要となる場合があります。)事業資金にはご利用いただけません。
カーライフプラン	手続き・書類が簡単です。審査もスピーディです。	車購入、車検・修理・免許取得費用等	15年以内	1,000万円	
Ecoカーライフプラン	Ecoカー購入におトクなプランです。	Ecoカー減税対象車両の購入資金(中古車両も可)	15年以内	1,000万円	
進学プラン	低金利・元金の据置きもできます。	幼稚園から大学院までの入学金・授業料等	16年以内	1,000万円	
リフォームプラン	快適な生活へのさまざまなご提案をします。	自宅の増改築・修理・改装費用等	15年以内	1,000万円	
Ecoリフォームプラン	Eco機器・工事におトクなプランです。	自宅の増改築・修理・改装費用等	15年以内	1,000万円	
一般個人ローン (フリープラン)	いろいろな消費資金にご利用いただけます。	自由(但し事業資金、旧債返済資金は除きます)	10年以内	500万円	不要 (保証会社の保証を要します。)保証人原則不要。
空き家等活用支援ローン	空き家解体費用及びそれに伴う諸費用にご利用いただけます。	空き家を賃貸するための費用、解体に関わる費用等	10年以内	500万円	
職域フリーローン	当金庫職域パートナー契約を締結した事業所に働く方がご利用いただけます。	自由(但し事業資金は除きます)	10年以内	500万円	

GO速球 (個人向)(事業者向)	手続き簡単(見積書・年収証明不要)消費資金だけでなく事業資金にもお使いいただけます。	自 由	10年以内	1,000万円	不要 (保証会社の保証を要します。)
シティきゃっする フリーローン	事業資金を除く使い道は自由にご利用いただけます。	自 由	10年以内	900万円	不要 (保証会社の保証を要します。)保証人原則不要。

シティ定額カードローン	限度内で繰り返しご利用いただけます。	自 由	3年(審査により自動更新)	20～100万円	不要 (保証会社の保証を要します。)
シティきゃっする				10～900万円	
シニアきゃっする	限度内で繰り返しご利用いただけます。(60歳以上69歳以下の年金受給されているお客様)	自 由	3年(審査により自動更新)	10～50万円	不要 (保証会社の保証を要します。)

■ ご融資（事業資金）

（令和8年7月1日現在）

種 類		内 容 と 特 色
固有業務	手形割引	商取引に基づいて振り出された手形の割引をします（でんさい割引のお取扱いもいたします）。
	手形貸付	仕入資金など、短期資金が必要な場合にご融資します。
	証書貸付	設備資金など、長期資金が必要な場合にご融資します。
	当座貸越	必要な運転資金を反復してご利用いただけます。
その他	制 度 融 資	東京都の制度融資（小規模企業向け融資・一般事業資金融資・東京プラスサポート・創業融資・産業力強化融資・経営支援融資等）
		東京信用保証協会の制度融資
		当金庫の支店所在地にある都内各区の制度融資
		埼玉県信用保証協会、千葉県信用保証協会、千葉県及び浦安市の制度融資
	代 理 貸 付	信金中央金庫、日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構
		独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構
	債 務 保 証	一般債務の保証のほか、代理貸付の保証をします。
	法人向けフリーローン 「輝～かがやき～」	使い道自由の事業性資金ローンです。法人格の方がご利用いただけます。

■ ソリューションローン…お客様の課題解決のお役に立つよう商品を揃えています

（令和8年7月1日現在）

商 品 名		資 金 使 途	担 保	期 間	限 度 額
ソリューションローン	事業安定資金 「ジャンプ」	事業の飛躍、経営課題を解決するための資金	無担保型	運転5年・設備7年以内	1,000万円以内
			有担保型	運転10年・設備15年以内	1億円以内
	事業安定資金 「ジャンプ日本橋」	日本橋法人会との連携で事業の飛躍を応援します	無担保型	運転5年・設備7年以内	3,000万円以内
			有担保型	運転10年・設備15年以内	3億円以内
	経営改善資金 「サポート」	経営改善に必要な資金	有担保型	運転10年・設備15年以内	2億円以内
	事業再生資金 「ゴーアップ」	事業の再生に取組むための資金	有担保型	運転10年・設備15年以内	1億円以内
	地域活性化ローン	地元商店街組合及びその商店街構成員の方へのご融資	原則無担保 （必要に応じてご提供いただく場合もございます。）	5年以内	組合1,000万円以内 構成員500万円以内
	アパート・マンションローン 「大家さん」	自己所有地に建てるアパート・マンション等賃貸住宅の建築資金・及びリフォーム資金	有担保型	30年以内 但し耐用年数以内	3億円以内
ソリューションローン	アパート・マンションローン 「うるおい」	アパート・マンション等賃貸住宅の購入資金・及び他行肩代わり資金	有担保型	30年以内 但し耐用年数以内	3億円以内
	アパート向けリフォームローン	賃貸を目的とした物件の増改築資金・住宅設備機器購入資金	無担保型 （保証会社の保証を要します。）	15年以内	1,000万円以内
	シティ地域応援ローン「絆」 （日本政策金融公庫との連携）	創業資金・事業承継資金・本業支援資金	原則無担保 （必要に応じてご提供いただく場合もございます。）	融資制度に応じて設定	創業資金2,000万円 事業承継資金・ 本業支援資金1億円



主な手数料(消費税を含みます)

●振込手数料(1件につき)

窓口扱い	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	220円	220円	605円
5万円以上(会員外)	330円	440円	770円
会員の方	220円	220円	550円
ATM利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満	110円	110円	385円
5万円以上(現金)	220円	330円	550円
5万円以上(預金振替)	110円	220円	440円
E・B利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
1万円未満	無料	110円	275円
1万円以上	無料	220円	330円
WEB-FB、WEB-Mini利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
1万円未満	無料	110円	385円
1万円以上	無料	220円	440円
個人インターネットバンキング利用	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	110円	220円	330円

●E・B関係基本手数料

アンサー基本手数料(月額)	1,100円
H・B基本手数料(月額)	2,200円
F・B基本手数料(月額)	2,200円
WEB-FB基本手数料(月額)	5,500円
WEB-Mini基本手数料(月額)	2,200円

●給与振込手数料(1件につき)

2営業日前までの持込み	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	110円	220円	220円
E・B利用3営業日前までの登録	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
	0円	0円	55円
前営業日・当日の持込み	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	220円	220円	605円
5万円以上(会員外)	330円	440円	770円
会員の方	220円	220円	550円

●定額自動振込手数料(1件につき)

	同一支店内	本支店宛	他行宛電信
5万円未満(会員外)	110円	110円	385円
5万円以上(会員外)	220円	220円	550円
会員の方	110円	110円	330円

●代金取立手数料(1件につき)

電子交換	660円
個別取立(※)	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要なもの

●その他為替関係手数料(1件につき)

送金・振込の組戻料	660円
不渡手形返却料	1,100円
取立手形組戻料	1,100円
取立手形店頭呈示料	660円
依頼返却手数料	1,100円
異議申立事務手数料	5,500円
定型振込依頼書発行手数料(1枚)	110円

●でんさい手数料

基本料(月額)	1,100円
---------	--------

でんさい手数料 発生・譲渡・分割記録(1件につき)

お取引種類	PC利用	本部代行 当庫あて	他行あて
発生記録請求	330円	330円	660円
譲渡記録請求	220円	220円	440円
分割記録請求	330円	330円	660円

でんさい手数料 その他(1件につき)

変更記録請求	2,200円
保証記録請求	330円
支払等記録請求	330円
開示請求	3,300円
口座間送金決済中止	660円
支払不能情報照会	3,300円
残高証明書発行	4,400円

●融資実行手数料(1件につき)

証書貸付・手形貸付新規実行時に限る	1,100円
-------------------	--------

●融資条件変更手数料

令和2年9月30日以前特約書・変更特約書徴求先

期限延長・延長に伴う返済方法変更	11,000円
------------------	---------

令和2年10月1日以降特約書・変更特約書徴求先

期限延長(初回)・割賦金減額等(初回)を伴う返済方法変更	11,000円
期限延長(2回目以降)・割賦金減額等(2回目以降)を伴う返済方法変更	22,000円

一部繰上返済	5,500円
プログラムの変更、書類の作成・発行に伴う事務処理	5,500円

●割引手形取立手数料(1件につき)

電子交換	880円
個別取立(※)	1,100円

※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手等郵送対応が必要なもの

●ダイナミック口座維持管理料

(極度額の)	0.110%
--------	--------

●不動産担保事務手数料

(根)抵当権設定(令和2年9月30日以前特約書・変更特約書徴求先)

新規設定・追加設定	55,000円
-----------	---------

(根)抵当権変更

事務手数料	11,000円
(現地調査・立会いを伴う場合)	33,000円

(根)抵当権抹消

事務手数料	5,500円
(立会いを伴う場合)	11,000円

(根)抵当権設定(令和2年10月1日以降特約書・変更特約書徴求先)

設定金額1億円以下	55,000円
// 1億円超3億円以下	66,000円
// 3億円超5億円以下	77,000円
// 5億円超10億円以下	88,000円
// 10億円超	110,000円

(根)抵当権変更(根抵当権譲渡以外)

事務手数料	11,000円
(現地調査・立会いを伴う場合)	33,000円

(根)抵当権譲渡

事務手数料	33,000円
-------	---------

(根)抵当権抹消

事務手数料	5,500円
(立会いを伴う場合)	11,000円

●火災保険質権設定費用

(確定日付代金は除く)	550円
-------------	------

●当座預金関係

当座預金口座開設手数料		3,300円
小切手用紙	1冊50枚綴	4,400円
約束手形・為替手形用紙	1冊25枚綴	2,200円
小切手用紙	1枚につき	220円
約束手形用紙	1枚につき	220円
為替手形用紙	1枚につき	220円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
マル専用当座開設手数料		3,300円
署名鑑印刷新規登録手数料		7,700円
署名鑑印刷新規登録手数料		2,200円
署名鑑印刷新規登録手数料		5,500円

※平成14年11月30日現在の当座預金開設先

●自己宛小切手発行手数料

1枚につき	550円
-------	------

●入金取次帳発行手数料

1冊につき	1,100円
-------	--------

●株式払込金受入手数料

取扱金額:300万円未満	11,000円
取扱金額:300万円以上	3.5/1,000 ×110%
(払込額の)	

●破産管財人等口座開設手数料(口座開設1口座につき)

対象名義口座(個人・法人等問わず) ・破産管財人・相続財産管理人 ・相続財産清算人・不在者財産管理人	11,000円
--	---------

●再発行手数料

通帳	1冊につき	1,100円
証書(契約の証)	1枚につき	1,100円
キャッシュカード	1枚につき	1,100円
カードローンカード	1枚につき	1,320円
貸金庫カード	1枚につき	1,100円
両替カード	1枚につき	1,100円

●証明書発行手数料

残高証明書

定期発行	440円
都度発行	550円
相続用発行	880円
英文発行	880円
定形外	1,100円

個人情報開示請求

氏名、住所、電話番号、生年月日	1,100円
取引残高(科目、口座番号、預金、借入残高)、特定日毎	1,100円
取引明細	550円
上記以外の情報、1項目ごと	1,100円

その他

計算書再発行	330円
計算書再発行(手書き)	550円
住宅取得控除に係る証明書	330円
取引証明書	330円
支払利息証明書	330円
質権設定承諾書	330円
保護預り証明書	330円
相続時口座照会手数料	1件につき 5,060円

●取引履歴作成手数料(1口座につき)

3年未満	550円
3年以上	1,100円
10年以上	3,300円

●税務調査等手数料

資料コピー 1枚につき	33円
-------------	-----

●貸金庫使用料(年間)

※大きさにより異なります。お問い合わせください。

●夜間金庫使用料

月額	5,500円
----	--------

●当金庫ATM利用手数料(1件につき)

※京橋支店のみ平日は17:00までのご利用となります。

種 類	ご利用時間		金 額
当金庫カード	平 日	8:00 ～ 19:00※	無料
	土 曜 日	9:00 ～ 17:00	無料
	日曜・祝日	9:00 ～ 17:00	110円
金庫カード (しんきんネット)	平 日	8:00 ～ 8:45	110円
		8:45 ～ 18:00※	無料
		18:00 ～ 19:00※	110円
	土 曜 日	9:00 ～ 14:00	無料
		14:00 ～ 17:00	110円
	日曜・祝日	9:00 ～ 17:00	110円
他行カード	平 日	8:00 ～ 8:45	220円
		8:45 ～ 18:00※	110円
		18:00 ～ 19:00※	220円
	土 曜 日	9:00 ～ 14:00	110円
		14:00 ～ 17:00	220円
	日曜・祝日	9:00 ～ 17:00	220円
ゆうちょ銀行カード	平 日	8:00 ～ 8:45	220円
		8:45 ～ 18:00※	110円
		18:00 ～ 19:00※	220円
	土 曜 日	9:00 ～ 14:00	110円
		14:00 ～ 17:00	220円
	日曜・祝日	9:00 ～ 17:00	220円

●他行ATMでの当金庫カード利用手数料(お引き出し1件あたり)

セブン銀行ATM・ ローソン銀行ATM	平 日	8:00 ~ 21:00	110円
	土 曜 日	8:00 ~ 21:00	110円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円

●円貨両替手数料

窓口(1件につき)

2枚~100枚	550円
101枚~500枚	1,100円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

多機能式両替機(1件につき)

2枚~100枚	100円
101枚~500枚	200円
501枚~1,000枚	300円

両替機

カード発行(年間)	26,400円
-----------	---------

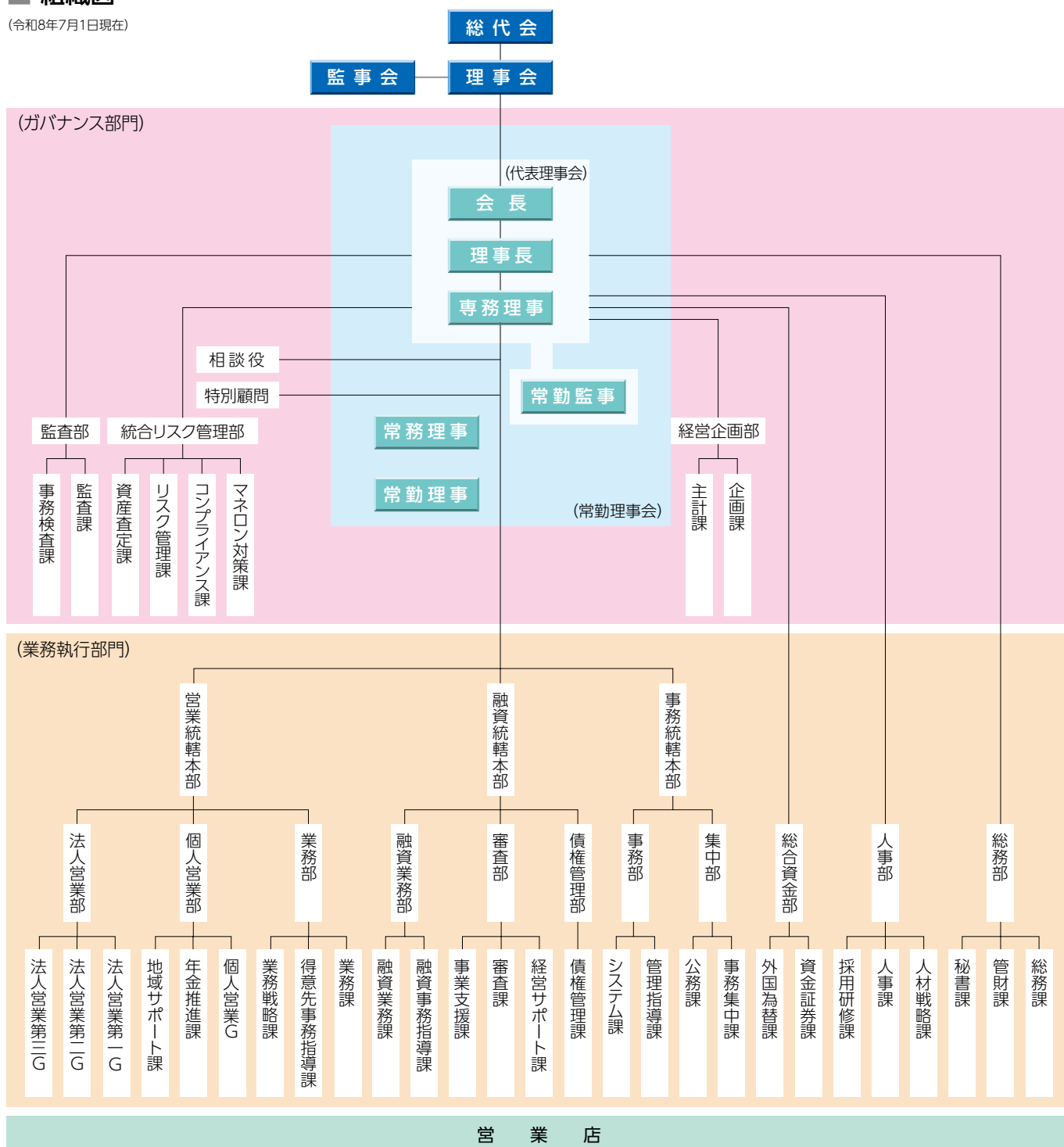
●硬貨等入出金手数料(金種指定含む)

51枚~100枚	550円
101枚~500枚	1,100円
501枚~1,000枚	1,650円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

事業の組織

組織図

(令和8年7月1日現在)



理事・監事の氏名及び役職名

会長 小池 誠一 (代表理事)
 理事長 工藤 哲夫 (代表理事)
 専務理事 宝谷 義喜 (代表理事)
 常務理事 木田 秀幸
 常務理事 原 和弘

常勤理事 小木 淳
 常勤理事 木村 真也
 常勤理事 福井 隆行
 常勤理事 安藤 慶一
 理事 齊藤 栄太郎

常勤監事 米良 和芳
 員外監事 荻原 富保
 監事 平澤 一郎

会計監査人

太陽有限責任監査法人

・理事 齊藤栄太郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

資料編

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

最近の5年間の主要な経営指標の推移

主要な業務の状況を示す指標

預金に関する指標

貸出金等に関する指標

有価証券に関する指標

有価証券・金銭の信託等の時価情報

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

報酬等に関する事項

自己資本の充実の状況

連結の状況

自己資本の充実の状況(連結)



貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

貸借対照表【資産】

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,908	2,731
預 け 金	155,122	191,757
有 価 証 券	113,527	109,496
国 債	6,770	6,230
地 方 債	4,557	4,418
社 債	61,769	62,342
株 式	1,530	1,741
その他の証券	38,899	34,761
貸 出 金	618,053	607,571
割 引 手 形	928	614
手 形 貸 付	10,395	10,081
証 書 貸 付	600,951	591,113
当 座 貸 越	5,778	5,762
外 国 為 替	48	32
外国他店預け	48	32
そ の 他 資 産	6,594	6,708
未 決 済 為 替 貸	396	663
信 金 中 金 出 資 金	4,406	4,406
前 払 費 用	57	53
未 収 収 益	660	805
その他の資産	1,073	778
有 形 固 定 資 産	9,924	9,787
建 物	2,583	2,547
土 地	6,223	6,035
建 設 仮 勘 定	34	166
その他の有形固定資産	1,083	1,038
無 形 固 定 資 産	101	75
ソ フ ト ウ ェ ア	67	41
その他の無形固定資産	33	33
繰 延 税 金 資 産	1,431	1,504
債 務 保 証 見 返	218	195
貸 倒 引 当 金	△ 3,787	△ 3,011
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,950)	(△ 2,255)
資 産 の 部 合 計	904,142	926,849

貸借対照表【負債および純資産】

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 ・ 積 金	856,914	873,251
当 座 預 金	19,806	20,379
普 通 預 金	338,401	342,347
貯 蓄 預 金	934	818
通 知 預 金	1,248	1,396
定 期 預 金	468,134	480,211
定 期 積 金	21,383	20,602
その他の預金	7,006	7,496
そ の 他 負 債	3,723	5,235
未 決 済 為 替 借	427	509
未 払 費 用	416	940
給付補てん備金	3	9
未 払 法 人 税	1,443	2,231
前 受 収 益	101	102
払 戻 未 済 金	257	218
職 員 預 り 金	472	440
資産除去債務	2	2
その他の負債	596	781
賞 与 引 当 金	242	236
退職給与引当金	3,145	3,080
役員退職慰労引当金	497	564
偶発損失引当金	152	156
睡眠預金払戻引当金	3	3
再評価に係る繰延税金負債	526	486
債 務 保 証	218	195
負 債 の 部 合 計	865,424	883,212
(純資産の部)		
出 資 金	14,297	14,329
普 通 出 資 金	14,297	14,329
利 益 剰 余 金	33,009	38,848
利 益 準 備 金	5,970	6,390
その他利益剰余金	27,039	32,458
特 別 積 立 金	21,100	24,600
(償却準備積立金)	(14,000)	(17,500)
当期末処分剰余金	5,939	7,858
処分未済持分	－	△ 0
会 員 勘 定 合 計	47,306	53,176
その他有価証券評価差額金	△ 8,880	△ 9,727
土地再評価差額金	291	188
評価・換算差額等合計	△ 8,588	△ 9,538
純 資 産 の 部 合 計	38,718	43,637
負債及び純資産の部合計	904,142	926,849

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	令和7年度 自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日
経 常 収 益	14,826,816	17,762,478
資金運用収益	13,523,384	16,214,123
貸 出 金 利 息	12,122,819	14,281,279
預 け 金 利 息	617,931	1,027,475
有価証券利息配当金	701,722	806,737
その他の受入利息	80,911	98,630
役務取引等収益	1,007,907	1,017,259
受入為替手数料	280,708	307,671
その他役務収益	727,199	709,587
その他業務収益	106,505	71,904
外国為替売買益	12,919	9,968
国債等債券償還益	174	556
その他の業務収益	93,411	61,379
その他経常収益	189,018	459,191
貸倒引当金戻入益	—	304,018
償却債権取立益	45,384	68,594
株式等売却益	143,304	86,363
その他の経常収益	329	214
経 常 費 用	8,782,330	9,701,121
資金調達費用	551,494	1,800,401
預 金 利 息	547,598	1,788,848
給付補填備金繰入額	1,526	9,344
その他の支払利息	2,369	2,208
役務取引等費用	489,051	491,035
支払為替手数料	84,203	84,237
その他の役務取引等費用	404,847	406,798
その他業務費用	2,816	8,923
その他の業務費用	2,816	8,923
経 費	6,972,455	7,168,066
人 件 費	4,593,608	4,694,276
物 件 費	2,092,666	2,173,352
税 金	286,181	300,438
その他経常費用	766,513	232,694
貸倒引当金繰入額	541,400	—
貸 出 金 償 却	22,872	113,142
株 式 等 償 却	167,225	61,809
その他の経常費用	35,014	57,741
経常利益(又は経常損失)	6,044,485	8,061,357

(単位：千円)

科 目	令和6年度 自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	令和7年度 自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日
特 別 利 益	—	252,094
固定資産処分益	—	252,094
特 別 損 失	57,389	129,129
固定資産処分損	57,005	128,723
減 損 損 失	384	406
税引前当期純利益(又は純損失)	5,987,095	8,184,322
法人税、住民税及び事業税	1,514,631	2,321,316
法人税等調整額	284,000	△ 112,885
法 人 税 等 合 計	1,798,631	2,208,430
当期純利益(又は純損失)	4,188,464	5,975,891
繰越金(当期首残高)	1,751,441	1,779,206
土地再評価差額金取崩額	—	102,971
当期末処分剰余金(又は未処理損失金)	5,939,906	7,858,069

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	令和7年度 自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日
当期末処分剰余金	5,939,906	7,858,069
剰 余 金 処 分 額	4,160,700	6,353,774
利 益 準 備 金	420,000	600,000
普通出資に対する配当金	240,700	253,774
(配 当 率)	(1.7%)	(1.8%)
特 別 積 立 金 (うち諸償却等準備積立金)	3,500,000 (3,500,000)	5,500,000 (5,500,000)
繰越金(当期末残高)	1,779,206	1,504,294

令和7年度の計算資料については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月25日

東京シティ信用金庫

理 事 長 工藤哲夫

令和7年度貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | 建 物 | 15年～65年 |
|--|-----|---------|
| | その他 | 3年～20年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による行っております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を事業性や予想デフォルト率等により総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定の期間における倒産実績から算出した貸倒実績率等に基づいて計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は894百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生事業年度から)費用処理(又は損益処理) |
|--|--|
| 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。 | |
| なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。 | |
| ①制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在) | 0.3576% |
| ③補足説明 | |
| 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。 | |
| 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金50百万円を費用処理しております。 | |
| なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
| 12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 | |
| 13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 | |
| 14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。 | |

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | 貸倒引当金 | 3,011百万円 |
|---|--|
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。 | |
| 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 | |
| なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 | |
| 18. 子会社等の株式又は出資金の総額 | 25百万円 |
| 19. 子会社等に対する金銭債権総額 | 315百万円 |
| 20. 子会社等に対する金銭債務総額 | 277百万円 |
| 21. 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,225百万円 |
| 22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、[その他資産]中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 4,079百万円 |
| 危険債権額 | 13,261百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 127百万円 |
| 合計額 | 17,468百万円 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 | |
| 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 | |
| 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 | |
| なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 | |
| 23. 手形割引は、業種別監査委員会実務方針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は614百万円であります。 | |
| 24. 担保に供している資産は次のとおりであります。 | |
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 4,000百万円 |
| 日本銀行歳入代理店保証金等として差入担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 489百万円 |
| 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、信金中金定期預金18,200百万円を差し入れております。 | |
| また、その他の資産のうち保証金は213百万円であります。 | |
| 25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 (旧日本橋、東商信用金庫) |
| 〃 | 平成11年3月31日 (旧東京シティ、帝都信用金庫) |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計 | |

額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,514百万円
26. 出資1口当たりの純資産額 152円26銭
27. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、リスク管理委員会、余裕資金運用委員会及びALM委員会(以下「リスク管理委員会等」という。))において、金利変動等、経営環境の変化により不利な影響が生じないように、リスクと資産及び負債の総合的管理を実施しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクと金利変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、業務運営規程及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣を含む審査管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行なっております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会等によって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において決定された方針に基づき、必要に応じて理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握分析、モニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、総合資金部において個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金等運用規程に従い行われております。このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総合資金部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及び余裕資金運用委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は9,072百万円減少するものと把握しております。またスティーピング化シナリオ(長短金利差が大きくなるシナリオ)では、時価は7,370百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針・規程を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理

的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	191,757	189,931	△1,826
(2) 有価証券	109,435	109,435	－
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券	109,435	109,435	－
(3) 貸出金(*1)	607,571		－
貸倒引当金(*2)	△3,011		
	604,560	607,850	3,289
金融資産計	905,753	907,217	1,463
(1) 預金積金(*1)	873,251	870,404	△2,847
金融負債計	873,251	870,404	△2,847

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	25
非上場株式(*1)	35
信金中出資金(*1)	4,406
組合出資金(*2)	－
合 計	4,467

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	123,557	48,200	19,000	1,000
有価証券	6,441	56,468	23,400	10,700
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	6,441	56,468	23,400	10,700
貸出金(*2)	168,746	190,971	94,511	86,360
合 計	298,744	295,639	136,911	98,060

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	817,259	55,702	—	287
合 計	817,259	55,702	—	287

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券
該当なし

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	963	763	199
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	1,334	1,219	114
	小 計	2,297	1,983	314
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	717	883	△165
	債 券	72,992	79,698	△6,705
	国 債	6,230	8,230	△1,999
	地方債	4,418	4,882	△463
	社 債	62,342	66,585	△4,242
	その他	33,427	36,597	△3,170
	小 計	107,137	117,179	△10,041
合 計		109,435	119,163	△9,727

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	446	86	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	446	86	—

31. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価があるもののうち、当該有価証券の時価

が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式61百万円であります。

[時価が「著しく下落した」と判断する基準]

①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。

②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、時価回復の可能性を合理的な基準で判定し、その可能性がない場合。

なお、取得原価に対する時価の下落率が30%未満の場合には「著しく下落した」ときに該当しないものと判断しております。

32. 当座貸越契約(総合口座取引における当座貸越は除いてあります。)及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,197百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が4,788百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	(百万円)
貸出金有税償却	603
退職給付引当金限度超過額	882
賞与引当金限度超過額	67
減価償却超過額	95
その他	3,252
繰延税金資産小計	4,901
評価性引当額	△3,397
繰延税金資産合計	1,504
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	1,504

34. 信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

令和7年度損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 17,292千円
子会社との取引による費用総額 266,126千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 21円01銭
- その他の経常収益には、睡眠預金利益金処理114千円を含んでおります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。



最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	11,039	12,180	13,648	14,826	17,762
経常利益(又は経常損失△)	3,173	4,297	5,607	6,044	8,061
当期純利益(又は当期純損失△)	2,125	2,994	3,926	4,188	5,975
純資産額	34,698	33,926	37,745	38,718	43,637
総資産額	855,252	877,060	899,447	903,924	926,653
預積金残高	813,258	835,228	853,373	856,914	873,251
貸出金残高	557,949	588,061	609,490	618,053	607,571
有価証券残高	114,936	116,390	115,064	113,527	109,496
役員数	15	14	14	14	14 (人)
うち常勤役員数	12	11	11	11	11
職員数	569	593	602	594	585 (人)
うち男性	343	358	365	359	353
うち女性	226	235	237	235	232

(注) 総資産には債務保証見返は含んでおりません。

(単位：%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自己資本比率	8.20	8.40	8.63	9.59	10.66

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出資総額	14,380	14,388	14,382	14,297	14,329 (百万円)
出資総口数	287,607	287,767	287,643	285,941	286,581 (千口)
出資に対する配当金	242	241	241	240	253 (百万円)
配当率	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8 (%)
出資に対する配当金(出資1口当たり)	1	1	1	1	1 (円)
会員数	47,489	47,297	47,188	47,087	46,850 (人)
うち個人	34,456	33,840	33,315	32,750	32,098
うち法人	13,033	13,457	13,873	14,337	14,752

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)、資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支

業務粗利益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	12,971,890	14,413,722
資金運用収益	13,523,384	16,214,123
資金調達費用	551,494	1,800,401
役務取引等収支	518,856	526,223
役務取引等収益	1,007,907	1,017,259
役務取引等費用	489,051	491,035
その他業務収支	103,689	62,981
その他業務収益	106,505	71,904
その他業務費用	2,816	8,923
業務粗利益	13,594,435	15,002,926
業務粗利益率 (%)	1.49	1.62

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度、令和7年度ともなし)控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金利鞘

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り	1.49	1.75
資金調達原価率	0.86	1.01
総資金利鞘	0.63	0.74

業務純益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業務純益	6,444,723	7,864,474
実質業務純益	6,668,949	7,864,474
コア業務純益	6,668,775	7,863,917
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	6,657,170	7,790,401

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.65	0.86
総資産当期純利益率	0.45	0.63

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	906,519	922,553	13,523,384	16,214,123	1.49	1.75
うち貸出金	615,467	629,067	12,122,819	14,281,279	1.96	2.27
うち預け金	163,816	168,722	617,931	1,027,475	0.37	0.60
うち有価証券	122,778	120,316	701,722	806,737	0.57	0.67
資金調達勘定	867,138	877,307	551,494	1,800,401	0.06	0.20
うち預金積金	866,664	876,865	549,124	1,798,192	0.06	0.20

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度546百万円、令和7年度548百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度、令和7年度ともなし)及び利息(令和6年度、令和7年度ともなし)をそれぞれ控除しております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	142,831	986,644	1,129,475	333,787	2,356,951	2,690,738
うち貸出金	39,423	920,462	959,885	250,510	1,907,949	2,158,460
うち預け金	24,877	221,222	246,100	32,766	376,777	409,543
うちコール・ローン	△ 426	—	△ 426	—	—	—
うち有価証券	△ 3,037	△ 73,208	△ 76,245	△ 17,763	122,778	105,015
支払利息	△ 7,771	430,630	422,859	34,912	1,213,993	1,248,906
うち預金積金	△ 7,566	430,397	422,830	35,738	1,213,329	1,249,067
うちコール・マネー	△ 2	—	△ 2	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
その他預金の平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
流動性預金	373,148	368,945
うち有利息預金	313,362	313,107
定期性預金	491,304	505,645
うち固定金利定期預金	469,175	484,920
うち変動金利定期預金	10	8
その他	2,211	2,274
小計	866,664	876,865
譲渡性預金	—	—
合計	866,664	876,865

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定自由金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動自由金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金、
及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
定期預金	468,134	480,211
固定金利定期預金	468,111	480,189
変動金利定期預金	8	7
その他	14	14



貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
手形貸付	10,614	10,795
証書貸付	597,854	611,565
当座貸越	5,641	5,728
割引手形	1,356	977
合計	615,467	629,067

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
固定金利	390,720	375,149
変動金利	227,332	232,422
合計	618,053	607,571

担保の種類別の貸出金残高 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	17,734	19,049
有価証券	114	181
動産	—	—
不動産	278,843	276,638
その他担保	—	—
信用保証協会・信用保険	151,546	140,139
保証	31,167	33,080
信用	138,647	138,481
合計	618,053	607,571

担保の種類別の債務保証見返額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当金庫預金積金	14	14
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	201	178
その他担保	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	2	2
信用	—	—
合計	218	195

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	28,576	4.6%	27,015	4.4%
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	25,040	4.0%	25,268	4.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,360	0.2%	835	0.1%
情報通信業	6,679	1.0%	6,110	1.0%
運輸業・郵便業	6,958	1.1%	6,924	1.1%
卸売業・小売業	39,916	6.4%	37,104	6.1%
金融業・保険業	2,889	0.4%	2,812	0.4%
不動産業	338,592	54.7%	335,706	55.2%
物品賃貸業	560	0.0%	545	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	7,081	1.1%	6,814	1.1%
宿泊業	1,369	0.2%	1,358	0.2%
飲食業	17,619	2.8%	16,887	2.7%
生活関連サービス業、娯楽業	10,488	1.6%	10,346	1.7%
教育・学習支援業	1,087	0.1%	1,031	0.1%
医療・福祉	3,919	0.6%	4,092	0.6%
その他サービス	30,262	4.8%	30,452	5.0%
小計	522,402	84.5%	513,305	84.4%
国・地方公共団体等	41	0.0%	31	0.0%
個人	95,609	15.4%	94,235	15.5%
合計	618,053	100.0%	607,571	100.0%
会員	610,523	98.7%	599,607	98.6%
会員外	7,529	1.2%	7,963	1.3%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じ記載しております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	612	836	—	612	836
	令和7年度	836	755	—	836	755
個別貸倒引当金	令和6年度	2,655	2,950	21	2,633	2,950
	令和7年度	2,950	2,255	472	2,478	2,255
合 計	令和6年度	3,267	3,787	21	3,245	3,787
	令和7年度	3,787	3,011	472	3,315	3,011

使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	355,175	57.4%	346,980	57.1%
設備資金	262,877	42.5%	260,590	42.8%
合計	618,053	100.0%	607,571	100.0%

住宅ローン及び消費者ローンの貸出残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
住宅ローン	79,930	78,321
消費者ローン	6,115	6,188

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
期末預貸率	72.12	69.57
期中平均預貸率	71.01	71.74

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却の額	22	113

有価証券に関する指標

預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
期末預証率	13.24	12.53
期中平均預証率	14.16	13.72

- (注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

商品有価証券の種類別の平均残高

該当の残高はありません。

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
国 債	8,232	8,228
地 方 債	4,875	4,878
短 期 社 債	—	—
社 債	64,117	66,582
株 式	2,053	1,795
外 国 証 券	39,076	34,387
その他の証券	4,422	4,444
計	122,778	120,316

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

令和6年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	6,770	—	6,770
地 方 債	—	—	—	2,235	2,321	—	—	4,557
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,398	7,281	6,959	41,130	—	—	—	61,769
株 式	—	—	—	—	—	—	1,530	1,530
外 国 証 券	4,495	3,953	9,459	—	—	2,955	13,952	34,815
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,083	4,083

(単位：百万円)

令和7年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	6,230	—	6,230
地 方 債	—	—	735	3,682	—	—	—	4,418
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	4,415	15,476	26,065	16,385	—	—	—	62,342
株 式	—	—	—	—	—	—	1,741	1,741
外 国 証 券	1,993	4,896	6,460	—	809	1,860	14,323	30,344
その他の証券	—	—	—	—	—	—	4,417	4,417

有価証券・金銭の信託等の時価情報

有価証券

売買目的有価証券 該当の残高はありません。

満期保有目的の債券 該当の残高はありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(時価のあるもの) 該当の残高はありません。

その他有価証券(時価のあるもの)

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	137	124	13	963	763	199
	債 券	23	22	0	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	23	22	0	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	1,334	1,219	114
	小 計	160	147	13	2,297	1,983	314
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,332	1,643	△ 311	717	883	△ 165
	債 券	73,074	78,308	△ 5,234	72,992	79,698	△ 6,705
	国 債	6,770	8,233	△ 1,462	6,230	8,230	△ 1,999
	地 方 債	4,557	4,879	△ 322	4,418	4,882	△ 463
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	61,746	65,195	△ 3,449	62,342	66,585	△ 4,242
	そ の 他	38,899	42,246	△ 3,347	33,427	36,597	△ 3,170
	小 計	113,305	122,198	△ 8,893	107,137	117,179	△ 10,041
合 計		113,466	122,346	△ 8,880	109,435	119,163	△ 9,727

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価値のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度 貸借対照表計上額	令和7年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	25	25
非 上 場 株 式	35	35
そ の 他 の 証 券	—	—
信 金 中 金 出 資 金	4,406	4,406
組 合 出 資 金	—	—
合 計	4,467	4,467

金銭の信託

運用目的の金銭の信託 該当の残高はありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当の残高はありません。

その他の金銭の信託 該当の残高はありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引
 該当の残高はありません。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	4,864	4,864	2,864	1,999	100.00	100.00
	令和7年度	4,079	4,079	2,555	1,523	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	12,599	11,124	10,173	950	88.29	39.20
	令和7年度	13,261	11,851	11,119	731	89.37	34.15
要管理債権	令和6年度	273	149	143	6	54.74	5.06
	令和7年度	127	55	53	1	43.26	2.51
三月以上 延滞債権	令和6年度	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	－	－	－	－	－	－
貸出条件 緩和債権	令和6年度	273	149	143	6	54.74	5.06
	令和7年度	127	55	53	1	43.26	2.51
小計(A)	令和6年度	17,737	16,138	13,180	2,957	90.99	64.91
	令和7年度	17,468	15,986	13,729	2,257	91.51	60.35
正常債権(B)	令和6年度	600,935					
	令和7年度	590,742					
総与信残高(A)+(B)	令和6年度	618,672					
	令和7年度	608,211					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)です。
10. 不良債権残高(A)は、17,468百万円と前期比268百万円減少し、不良債権比率は2.87%と前期と同値でした。

報酬等に関する事項

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	336

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は「基本報酬」174百万円、「賞与」96百万円、「退職慰労金」65百万円となっております。

なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額となっております。

「退職慰労金」は当年度中に支払った役員慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤監事、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,066	52,922
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,297	14,329
うち、利益剰余金の額	33,009	38,848
うち、外部流出予定額(△)	240	253
うち、上記以外に該当するものの額	－	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	836	755
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	836	755
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	47,902	53,678
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	101	75
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	101	75
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	101	75
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	47,801	53,603
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	478,647	481,189
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,744	21,504
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	498,392	502,694
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.59%	10.66%

(注)自己資本比率の算定方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項(単体)

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益準備金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

「自己資本調達手段の概要」(令和7年度)

普通出資	①発行主体	東京シティ信用金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(単体)	14,329百万円
	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(連結)	14,325百万円

(注) 単体および連結を含みます

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分確保しております。また、当金庫は各エクスポージャーが過度に一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げが第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」に基づく「信用リスク管理規程」を役職員が厳正に遵守するとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・計測にあたり、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に努めるとともに、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、法人個人別、金額階層別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行い、適切な信用リスク管理を実施しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門とを分離し、相互に牽制の働く体制としております。さらに経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理における重要事項を審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣の審議により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ倒産確率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金は、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先において優良・一般担保を除いた未保全額に対して、貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は、下記の通りです。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR) 他

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、次の適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺、保証などが該当します。

- ・「適格金融資産担保」は、定期預金、定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。
- ・「貸出金と自金庫預金の相殺」は、信用リスク削減の計算上、お客様ごとに担保に供していない預金の一部を相殺しております。貸出金の残存期間を上回る預金については全額、貸出金の残存期間を下回る預金については定められたルールに基づき、算出しております。
- ・「保証」は、国・政府系関係機関等及び適格格付機関により一定以上の格付が付与されている法人の保証について、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、当金庫では、融資の取り上げに際し、資金の公共性、安全性、流動性、そしてお客様の収益性、成長性、さらには資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を戴いたうえで、ご契約戴くなど適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的として派生商品取引を取扱っております。現在、当金庫が取扱っている派生商品取引は、為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるような形で管理しております。

一方、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権などを裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の当初保有者(オリジネーター)と証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫において該当する取引はありません。

6-2. CVAリスクに関する事項

CVAリスクとは、派生商品取引に係る信用リスクを考慮したものであり、CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しています。
当金庫においては、CVAリスクの対象となる派生商品取引の保有はありません。

6-3. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額の算入は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、システム等が不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、具体的なカテゴリーとして事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクに区分して管理しております。

当金庫では、それぞれのリスクに応じた管理態勢や管理方法を定め、リスクの極小化に努めておりますが、これらリスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会で協議検討するとともに、重要な事項については理事会等経営陣へ報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では標準的手法を採用しております。標準的手法では事業規模要素(BIC)※に内部損失乗数(ILM)を乗じた額をもってオペレーショナル・リスク相当額としております。※事業規模要素は、事業規模指標(BI)にBIの規模に応じた掛目を乗じた額

① BIの算出方法

BI(事業規模指標)は、金利要素、役務要素、金融商品要素の直近3年間の平均値を求め、各要素を合計して算出しています。

② ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第306条に基づき「1」を使用しています。

③ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式等にかかるリスクの認識については、日々の時価評価や必要に応じて最大予想損失額(VaR)を試算し、リスクを把握するとともに、市場リスクの状況を余裕資金運用委員会、ALM委員会へ定期的に報告しております。

非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、「市場リスク管理規程」や「余裕資金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価を定期的実施し、経営陣へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理は、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、銀行勘定の金利リスク(IRBB)の計測等をALMシステムや証券管理システムにより定期的実施し、ALM委員会に報告する等、適切な管理に努めております。

計測対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利と期間を有する資産・負債です。但し、資産または負債に占める割合が5%未満の通貨等、重要性がないと判断したものについては計測対象外としております。

② リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利リスクについては、ALM委員会並びにリスク管理委員会において、定期的なモニタリングと評価を行い、対応等について協議しております。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。

④ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.5年

③ 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

円以外の通貨に関しては、資産または負債に占める割合が5%未満であることから重要性がないと判断し、計算対象外としております。

⑥ スプレッドに関する前提

割引率にスプレッドは含めず、キャッシュフローにスプレッドを含め算出しております。

⑦ 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。その他該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期の△EVEは前年度比2,431百万円減少し、△NIIは同15百万円減少しました。主な要因は貸出金、有価証券及び有利息預け金のデュレーションが短期化したことによりです。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の△EVEは、自己資本の額に対して20%を下回っており、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

定量的な開示事項(単体)

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計	478,647	19,145	481,189	19,247
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	468,785	18,751	470,117	18,804
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	211	8	162	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,818	1,112	28,495	1,139
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,651	66	1,917	76
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	214,194	8,567	216,680	8,667
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,160	886	25,785	1,031
トランザクター向け	113	4	105	4
不動産関連向け	171,830	6,873	165,914	6,636
自己居住用不動産等向け	29,564	1,182	29,337	1,173
賃貸用不動産向け	15,117	604	16,871	674
事業用不動産関連向け	126,180	5,047	117,378	4,695
その他不動産関連向け	967	38	2,327	93
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,945	317	8,342	333
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	886	35	682	27
取立未済手形	79	3	132	5
信用保証協会等による保証付	4,091	163	4,182	167
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,828	73	2,220	88
上記以外	17,737	709	17,520	700
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,406	176	4,406	176
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,324	92	2,544	101
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,005	440	10,569	422
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,862	394	11,071	442
ルック・スルー方式	9,862	394	11,071	442
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,744	789	21,504	860
BI	13,163		14,336	
BIC	1,579		1,720	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	498,392	19,935	502,694	20,107

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)【単体】

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフバランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	873,977	904,175	615,321	607,767	81,331	82,698	－	－	17,737	17,475
国外	18,838	14,336	－	－	18,804	14,303	－	－	－	－
地域別合計	892,815	918,512	615,321	607,767	100,136	97,001	－	－	17,737	17,475
製造業	54,133	54,558	27,440	27,022	25,197	26,089	－	－	3,773	3,303
農林・林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	28,383	27,645	24,717	25,269	3,599	2,299	－	－	2,029	2,140
電気・ガス・熱供給・水道業	1,660	1,135	1,360	835	300	300	－	－	－	－
情報通信業	7,540	7,575	6,660	6,110	800	1,399	－	－	512	515
運輸業・郵便業	14,229	14,349	6,804	6,924	7,298	7,298	－	－	361	406
卸売業・小売業	42,016	40,138	39,330	37,104	2,600	2,996	－	－	3,450	3,222
金融業・保険業	152,420	156,439	2,889	2,812	39,502	36,594	－	－	141	135
不動産業	342,634	340,184	338,204	335,727	4,200	4,200	－	－	2,857	2,642
物品賃貸業	960	545	560	545	400	－	－	－	26	25
学術研究・専門・技術サービス業	7,928	7,668	7,080	6,820	800	800	－	－	258	447
宿泊業	1,370	1,359	1,369	1,358	－	－	－	－	－	－
飲食業	17,371	16,896	17,362	16,887	－	－	－	－	1,078	1,258
生活関連サービス業・娯楽業	11,782	11,659	10,470	10,346	1,300	1,300	－	－	613	636
教育・学習支援業	1,187	1,031	1,087	1,031	100	－	－	－	37	31
医療・福祉	4,045	4,212	4,043	4,210	－	－	－	－	100	165
その他サービス	30,292	30,481	30,276	30,464	－	－	－	－	1,068	1,357
国・地方公共団体等	59,480	88,870	41	31	14,038	13,721	－	－	－	－
個人	95,683	94,338	95,620	94,264	－	－	－	－	1,429	1,185
その他	19,694	19,421	－	－	－	－	－	－	－	－
業種別合計	892,815	918,512	615,321	607,767	100,136	97,001	－	－	17,737	17,475
1年以下	158,931	172,268	137,666	135,444	10,916	6,430	－	－		
1年超 3年以下	110,950	103,992	61,335	57,981	11,415	20,811	－	－		
3年超 5年以下	99,656	131,584	49,656	72,943	16,999	35,640	－	－		
5年超 7年以下	119,869	76,180	73,291	51,791	46,578	22,389	－	－		
7年超10年以下	77,278	76,891	60,784	58,891	2,493	1,000	－	－		
10年超	244,650	241,811	231,917	230,081	11,733	10,730	－	－		
期間の定めのないもの	81,479	115,782	670	632	－	－	－	－		
残存期間別合計	892,815	918,512	615,321	607,767	100,136	97,001	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(35ページ)を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

	令和6年度				令和7年度			
	個別貸倒引当金			貸出金償却	個別貸倒引当金			貸出金償却
	期首残高	増減額	期末残高		期首残高	増減額	期末残高	
製造業	928	214	1,143	6	1,143	△ 362	781	82
農林・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	301	22	324	—	324	△ 49	274	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	11	7	18	—	18	△ 6	11	—
運輸業・郵便業	153	0	154	—	154	3	157	—
卸売業・小売業	574	11	585	14	585	△ 107	478	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	379	31	410	—	410	△ 169	241	6
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	6	△ 0	6	—	6	△ 6	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	255	1	256	—	256	3	260	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	4	4	—	4	△ 4	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	0	△ 0	—	—	—	—	—	—
その他サービス	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	43	2	45	1	45	3	49	24
合 計	2,655	295	2,950	22	2,950	△ 695	2,255	113

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値(%)		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
現金	2,908	—	2,908	—	0	0	2,731	—	2,731	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	53,632	—	53,632	—	0	0	83,346	—	83,346	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,922	3	4,922	—	0	0	4,915	3	4,915	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	926	—	926	—	0	0	608	—	608	—	0	0
地方三公社向け	1,057	—	1,057	—	211	20	810	—	810	—	162	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	132,628	—	132,628	—	27,818	21	137,214	—	137,214	—	28,495	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,859	—	7,859	—	1,651	21	8,739	—	8,739	—	1,917	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	291,516	1,593	273,297	81	214,194	78	296,841	1,433	277,748	123	216,680	78
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,391	42,296	26,919	660	22,160	80	40,861	43,958	31,797	580	25,785	80
トランザクター向け	—	35,775	—	356	113	32	—	36,128	—	325	105	32
不動産関連向け	226,338	—	222,539	—	171,830	77	218,396	—	214,744	—	165,914	77
自己居住用不動産等向け	73,352	—	73,002	—	29,564	40	72,276	—	71,796	—	29,337	41
賃貸用不動産向け	19,080	—	18,798	—	15,117	80	20,140	—	19,822	—	16,871	85
事業用不動産関連向け	131,722	—	129,124	—	126,180	98	121,632	—	119,246	—	117,378	98
その他不動産関連向け	2,183	—	1,613	—	967	60	4,346	—	3,878	—	2,327	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,825	90	6,636	7	7,945	120	6,751	89	6,590	6	8,342	126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,003	—	1,002	—	886	88	803	—	802	—	682	85
取立未済手形	396	—	396	—	79	20	663	—	663	—	132	20
信用保証協会等による保証付	115,879	18	115,879	1	4,091	4	104,414	18	104,414	1	4,182	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	1,828	—	1,828	—	1,828	100	1,707	—	1,707	—	2,220	130
合 計					451,048						452,597	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	2,908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	53,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,922	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	926	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	1,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	119,697	-	12,930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,057	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	30,431	-	-	-	-	-	-	-	-	35,125	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	3,371	1,034	4,989	232	1,402	51	878	-	1,735	41,538	9	2,229	1,099
自己居住用不動産等向け	-	-	-	3,371	1,034	2,352	232	-	51	878	-	-	41,538	-	-	1,099
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,636	-	1,402	-	-	-	1,735	-	9	616	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,613	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	396	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	74,964	40,917	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	137,352	40,917	-	154,953	1,034	17,919	232	1,402	51	878	-	2,092	77,016	9	2,229	1,099

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,908
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,632
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,922
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	926
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,057
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132,628
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,859
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	115,176	-	-	92,646	-	-	-	-	-	-	-	-	273,379
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	19,302	-	-	-	-	7,920	-	-	-	-	-	-	-	-	27,579
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356
不動産関連向け	54,835	1,940	-	-	17,338	228	-	10,979	76,359	-	-	2,285	-	-	-	222,539
自己居住用不動産等向け	21,635	808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,002
賃貸用不動産向け	-	1,131	-	-	-	228	-	10,979	-	-	-	58	-	-	-	18,798
事業用不動産関連向け	33,199	-	-	-	17,338	-	-	-	76,359	-	-	2,227	-	-	-	129,124
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,613
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	3,298	-	-	-	-	2,992	-	-	-	6,644
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	396
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,881
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,828	-	-	1,828
合 計	54,835	21,242	-	115,176	17,338	228	104,867	10,979	76,359	-	-	5,278	1,828	-	-	845,325

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	2,731	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,346	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,915	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	810	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	126,685	-	10,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,040	-	1,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	35,335	-	-	-	-	-	-	-	-	29,821	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	804	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	164	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	30,762	1,090	4,074	20	1,170	49	425	11	1,357	20,497	8	4,563	959
自己居住用不動産等向け	-	-	-	30,762	1,090	1,887	20	-	49	425	-	-	20,497	-	-	959
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,187	-	1,170	-	-	11	1,357	-	8	684	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,878	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	199	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	663	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	62,595	41,821	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	154,196	41,821	-	195,231	1,090	14,603	20	1,170	49	425	11	1,518	50,519	8	4,563	959

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,731
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83,346
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,915
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	810
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137,214
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,739
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	120,080	-	-	92,634	-	-	-	-	-	-	-	-	277,872
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	23,441	-	-	-	-	7,970	-	-	-	-	-	-	-	-	32,377
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	325
不動産関連向け	44,216	1,996	-	-	14,713	204	-	12,596	74,231	-	-	1,793	-	-	-	214,744
自己居住用不動産等向け	15,504	599	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,796
賃貸用不動産向け	-	1,397	-	-	-	204	-	12,596	-	-	-	205	-	-	-	19,822
事業用不動産関連向け	28,712	-	-	-	14,713	-	-	-	74,231	-	-	1,587	-	-	-	119,246
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,878
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	2,660	-	-	-	-	3,718	-	-	-	6,597
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	652	-	-	-	-	-	-	-	-	802
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	663
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,416
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,707	-	-	1,707
合 計	44,216	25,438	-	120,080	14,713	204	103,917	12,596	74,231	-	-	5,511	1,707	-	-	868,809

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削 減効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	381,581	2,122	10.000	381,689	408,154	1,863	10.000	408,184
40%～70%	112,333	33,914	10.000	111,232	103,067	34,490	10.000	102,222
75%	28,659	6,016	11.000	20,519	33,138	7,379	10.087	25,438
85%	127,301	1,047	11.000	115,176	131,786	848	16.342	120,080
90%～100%	129,771	847	23.000	122,273	127,739	868	23.119	118,836
105%～130%	89,422	—	0.000	87,338	88,826	—	0.000	86,827
150%	5,356	52	14.000	5,266	5,647	53	13.426	5,511
250%	1,828	—	0.000	1,828	1,707	—	0.000	1,707
合 計	876,255	44,001	10.000	845,325	900,067	45,503	10.387	868,809

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	17,859	19,100	23,011	22,872	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(I) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(II) 金利関連取引	—	—	—	—
(III) 金関連取引	—	—	—	—
(IV) 株式関連取引	—	—	—	—
(V) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(VI) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(VII) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

・ 担保の種類別の額

該当の取引はありません。

・ 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当の取引はありません。

・ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当の取引はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当の取引はありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,469	1,469	1,681	1,681
非上場株式等	4,474	4,474	4,474	4,474
合 計	5,944	5,944	6,155	6,155

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	143	86
売却損	—	—
償 却	167	61

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△ 298	33

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,441	20,513
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,072	11,503	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,455	1,470
3	スティープ化	7,370	8,800		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,072	11,503	1,455	1,470
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		53,603		47,801	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

連結の状況

金庫及び子会社等の主要な事業の内容と組織構成

当金庫グループは、東京シティ信用金庫（本支店30店舗）と、100%出資の子会社の2社、「シティふたば商事株式会社」及び「有限会社東京シティメンテナンス」で構成されております。

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫 議決権比率	子会社等の 議決権比率
シティふたば商事(株)	中央区八丁堀2-12-7	当庫委託業務(業務用品、業務機器などの販売)、人材派遣	平成5年11月10日	百万円 25	100 %	0 %
(有)東京シティメンテナンス	中央区八丁堀2-12-7	不動産の賃貸及び保守管理	平成9年 5月20日	10	100	0

■東京シティ信用金庫グループ

東京シティ信用金庫 本支店30店舗

子会社 シティふたば商事(株)

子会社 (有)東京シティメンテナンス

令和7年度における事業の概況

連結経常収益は前連結会計年度に比べ、2,936百万円増加し、17,756百万円となりました。また、連結経常費用は918百万円増加し、9,668百万円となりました。その結果、連結当期純利益は5,995百万円となりました。

なお、連結自己資本比率は10.75%となりました。

主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	11,044	12,177	13,641	14,820	17,756
連結経常費用	7,841	7,853	8,008	8,750	9,668
連結経常利益 (又は連結経常損失△)	3,203	4,323	5,632	6,069	8,087
連結当期純利益 (又は連結当期純損失△)	2,149	3,013	3,945	4,207	5,995
連結純資産額	35,083	34,330	38,168	39,160	44,099
連結総資産額	855,411	877,227	899,629	904,115	926,853
連結自己資本比率	8.29%	8.48%	8.71%	9.67%	10.75%

(注)総資産には債務保証見返は含んでおりません。

信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,864	4,079
危険債権	12,599	13,261
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	273	127
小計(A)	17,737	17,468
正常債権(B)	600,608	590,427
総与信残高(A)+(B)	618,345	607,896

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更

生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

- 3.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 6.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。
- 7.連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

連結貸借対照表【資産】

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現金及び預け金	158,032	194,490
有価証券	113,503	109,472
貸出金	617,726	607,256
外国為替	48	32
その他資産	6,595	6,710
有形固定資産	10,462	10,322
無形固定資産	101	75
繰延税金資産	1,431	1,504
債務保証見返	218	195
貸倒引当金	△ 3,787	△ 3,010
資産の部合計	904,334	927,049

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	令和7年度 自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日
経常収益	14,820,167	17,756,633
資金運用収益	13,511,962	16,201,960
貸出金利息	12,111,150	14,268,816
預け金利息	617,963	1,027,480
有価証券利息配当金	701,937	807,032
その他の受入利息	80,911	98,630
役務取引等収益	1,007,907	1,017,259
その他業務収益	106,505	71,904
その他経常収益	193,792	465,509
経常費用	8,750,598	9,668,645
資金調達費用	551,374	1,799,870
預金利息	547,478	1,788,317
給付補填備金繰入額	1,526	9,344
その他の支払利息	2,369	2,208
役務取引等費用	489,051	491,035
その他業務費用	2,816	8,923
経費	6,863,195	7,056,639
その他経常費用	844,160	312,175
貸出金償却	22,872	113,142
貸倒引当金繰入額	541,312	—
その他の経常費用	279,975	199,032
経常利益	6,069,569	8,087,988
特別利益	—	252,094
固定資産処分益	—	252,094
特別損失	57,389	129,129
固定資産処分損	57,005	128,723
減損損失	384	406
税金等調整前当期純利益	6,012,179	8,210,953
法人税、住民税及び事業税	1,520,902	2,328,008
法人税等調整額	284,000	△ 112,885
当期純利益	4,207,276	5,995,831

連結貸借対照表【負債および純資産】

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 令和7年3月31日現在	令和7年度 令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預金・積金	856,657	872,982
その他負債	3,729	5,243
賞与引当金	242	236
退職給付に係る負債	3,145	3,080
役員退職慰労引当金	497	564
その他の引当金	156	160
再評価に係る繰延税金負債	526	486
債務保証	218	195
負債の部合計	865,173	882,949
(純資産の部)		
出資金	14,297	14,329
利益剰余金	33,455	39,313
処分未済持分	△ 3	△ 4
会員勘定計	47,749	53,638
その他有価証券評価差額金	△ 8,880	△ 9,727
土地再評価差額金	291	188
評価・換算差額等合計	△ 8,588	△ 9,538
純資産の部合計	39,160	44,099
負債及び純資産の部合計	904,334	927,049

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 自 令和 6年4月 1日 至 令和 7年3月31日	令和7年度 自 令和 7年4月 1日 至 令和 8年3月31日
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	29,489,999	33,455,570
利益剰余金増加高	4,207,276	6,098,802
当期純利益	4,207,276	5,995,831
その他	—	102,971
利益剰余金減少高	241,705	240,641
配当金	241,705	240,641
利益剰余金期末残高	33,455,570	39,313,732

報酬等に関する事項

単体と変わりません。37ページを参照願います。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に、事業用不動産の賃貸・保守・管理、事務用品の販売業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

シティふたば商事株式会社
有限会社東京シティメンテナンス

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の子会社、子法人等及び関連法人等

該当ありません

- ② 持分法非適用の子会社、子法人等及び関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(4) のれん償却に関する事項

該当ありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在)

0.3576%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金50百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,011百万円

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 6,359百万円

19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務外機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,079百万円

危険債権額 13,261百万円

三月以上延滞債権額 - 百万円

貸出条件緩和債権額 127百万円

合計額 17,468百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

令和7年度連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～65年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

8. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を事業性や予想デフォルト率等により総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定の期間における倒産実績から算出した貸倒実績率等に基づいて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は894百万円であります。連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生事業年度から)費用処理(又は損益処理)

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚

21. 手形割引は、業種別監査委員会実務方針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は614百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 4,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 489百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、信金中金定期預金18,200百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうち保証金は213百万円であります。
23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 | (旧日本橋、東商信用金庫) |
| 〃 | 平成11年3月31日 | (旧東京シティ、帝都信用金庫) |
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,514百万円
24. 出資1口当たりの純資産額 153円91銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、リスク管理委員会、余裕資金運用委員会及びALM委員会(以下「リスク管理委員会等」という。))において、金利変動等、経営環境の変化により不利な影響が生じないように、リスクと資産及び負債の総合的管理を実施しております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクと金利変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、業務運営規程及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、債権管理部により行われ、また、定期的に経営陣を含む審査管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫は、リスク管理委員会等によって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会等において決定された方針に基づき、必要に応じて理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握分析、モニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、総合資金部において個別の案件ごとに管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金等運用規程に従い行われております。このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総合資金部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及び余裕資金運用委員会において定期的に報告されております。
- (iv)デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。
- (v)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第

132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は9,061百万円減少するものと把握しております。またスティープ化シナリオ(長短金利差が大きくなるシナリオ)では、時価は7,364百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針・規程を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります

(時価の算定方法については(注1)参照)。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

項 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	191,758	189,932	△1,826
(2)有価証券	109,472	109,472	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	109,472	109,472	—
(3)貸出金(*1)	607,256		—
貸倒引当金(*2)	△3,010		
	604,245	607,535	3,289
金融資産計	905,477	906,940	1,463
(1)預金積金(*1)	872,982	870,134	△2,847
金融負債計	872,982	870,134	△2,847

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（TIBOR、SWAP）を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位:百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	35
信金中金出資金(*1)	4,406
組合出資金(*2)	－
合 計	4,442

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	123,558	48,200	19,000	1,000
有価証券	6,441	56,468	23,400	10,700
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期のあるもの	6,441	56,468	23,400	10,700
貸出金(*2)	168,734	190,668	94,511	86,360
合 計	298,734	295,336	136,911	98,060

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	816,990	55,702	－	287
合 計	816,990	55,702	－	287

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券
該当なし

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	963	763	199
	債 券	－	－	－
	国 債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社 債	－	－	－
	その他	1,334	1,219	114
	小 計	2,297	1,983	314
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	719	884	△165
	債 券	72,992	79,698	△6,705
	国 債	6,230	8,230	△1,999
	地方債	4,418	4,882	△463
	社 債	62,342	66,585	△4,242
	その他	33,427	36,597	△3,170
	小 計	107,139	117,180	△10,041
合 計		109,437	119,164	△9,272

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	446	86	－
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
地方債	－	－	－
社 債	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	446	86	－

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式61百万円であります。

〔時価が「著しく下落した」と判断する基準〕

- ①時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
 - ②時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合で、時価回復の可能性を合理的な基準で判定し、その可能性がない場合。
- なお、取得原価に対する時価の下落率が30%未満の場合には「著しく下落した」ときに該当しないものと判断しております。

30. 当座貸越契約（総合口座取引における当座貸越は除いてあります。）及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,197百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,788百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

令和7年度連結損益計算書の注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 21円08銭
3. その他の経常利益には、睡眠預金利益金処理114千円を含んでおります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。



自己資本の充実の状況(連結)

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,507	53,398
うち、出資金及び資本剰余金の額	14,293	14,325
うち、利益剰余金の額	33,455	39,313
うち、外部流出予定額(△)	241	240
うち、上記以外に該当するものの額	—	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	836	755
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	836	755
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	48,343	54,153
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	101	75
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	101	75
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	101	75
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	48,242	54,078
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	478,947	481,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,727	21,487
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	498,674	502,971
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	9.67%	10.75%

(注) 自己資本比率の算定方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項(連結)

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫は、次の2社と連結グループを構成しております。また、連結自己資本比率の算出及び連結財務諸表の作成にあたってはこの2社を含めております。
①シティふたば商事株式会社 人材派遣事業の他、各種の業務用品や事務用品等の販売業務を営んでおります。
②有限会社東京シティメンテナンス 不動産の賃貸業務及び建物の保守管理業務を営んでおります。

2. 連結グループの自己資本調達手段及び連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要と各リスクの管理方針及び手続きの概要

当金庫では「子会社等管理規程」を制定し、子会社の業務内容、財務内容等を定期的に報告させる体制としております。また当金庫にとって業務上重要と考えられる事項については、理事会へ報告、若しくは付議することとしております。

各種リスク、業務監査等は法令等に抵触しない範囲において、関連担当部が定期的に検証、実施し、経営陣へ報告する等、万全の体制を敷いております。

従って、子会社を含む連結グループの各種リスクの管理方針及び手続きの概要については、単体におけるそれと同様の管理を実施し、手続きを行っておりますので、39～40ページをご覧ください。又、自己資本調達手段および自己資本の充実度に関する評価方法の概要については、39ページをご覧ください。

定量的な開示事項(連結)

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。(注)自己資本比率告示第5条7項第1号に規程するその他金融機関をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項(連結)

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	478,947	19,157	481,484	19,259
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	469,085	18,763	470,412	18,816
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	211	8	162	6
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,819	1,112	28,496	1,139
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,651	66	1,917	76
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	214,194	8,567	216,680	8,667
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,160	868	25,785	1,031
トランザクター向け	113	4	105	4
不動産関連向け	171,613	6,864	165,695	6,627
自己居住用不動産等向け	29,564	1,182	29,337	1,173
賃貸用不動産向け	15,117	604	16,871	674
事業用不動産関連向け	125,963	5,038	117,159	4,686
その他不動産関連向け	967	38	2,327	93
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,945	317	8,342	333
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	886	35	682	27
取立未済手形	79	3	132	5
信用保証協会等による保証付	4,091	163	4,182	167
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,805	72	2,196	87
上記以外	18,276	731	18,057	722
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,406	176	4,406	176
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,324	92	2,544	101
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,545	461	11,107	444
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,862	394	11,071	442
ルック・スルー方式	9,862	394	11,071	442
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	19,727	789	21,487	859
BI	13,151	—	14,324	—
BIC	1,578	—	1,718	—
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	498,674	19,946	502,971	20,118

(注)1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことである。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことである。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)【連結】

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフバランス取引				債 券		デリバティブ取引		令和6年度	令和7年度
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
国内		874,168	904,375	614,994	607,452	81,331	82,698	—	—	17,737	17,475
国外		18,838	14,336	—	—	18,804	14,303	—	—	—	—
地域別合計		893,007	918,711	614,994	607,452	100,136	97,001	—	—	17,737	17,475
製造業		54,133	54,558	27,440	27,022	25,197	26,089	—	—	3,773	3,303
農林・林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		28,383	27,645	24,717	25,269	3,599	2,299	—	—	2,029	2,140
電気・ガス・熱供給・水道業		1,660	1,135	1,360	835	300	300	—	—	—	—
情報通信業		7,540	7,575	6,660	6,110	800	1,399	—	—	512	515
運輸業・郵便業		14,229	14,349	6,804	6,924	7,298	7,298	—	—	361	406
卸売業・小売業		42,016	40,138	39,330	37,104	2,600	2,996	—	—	3,450	3,222
金融業・保険業		152,423	156,441	2,889	2,812	39,502	36,594	—	—	141	135
不動産業		342,846	340,406	337,877	335,412	4,200	4,200	—	—	2,857	2,642
物品賃貸業		960	545	560	545	400	—	—	—	26	25
学術研究・専門・技術サービス業		7,928	7,668	7,080	6,820	800	800	—	—	258	447
宿泊業		1,370	1,359	1,369	1,358	—	—	—	—	—	—
飲食業		17,371	16,896	17,362	16,887	—	—	—	—	1,078	1,258
生活関連サービス業・娯楽業		11,782	11,659	10,470	10,346	1,300	1,300	—	—	613	636
教育・学習支援業		1,187	1,031	1,087	1,031	100	—	—	—	37	31
医療・福祉		4,045	4,212	4,043	4,210	—	—	—	—	100	165
その他サービス		30,267	30,456	30,276	30,464	—	—	—	—	1,068	1,357
国・地方公共団体等		59,480	88,870	41	31	14,038	13,721	—	—	—	—
個人		95,683	94,338	95,620	94,264	—	—	—	—	1,429	1,185
その他		19,694	19,421	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		893,007	918,711	614,994	607,452	100,136	97,001	—	—	17,737	17,475
1年以下		158,919	172,256	137,654	135,432	10,916	6,430	—	—	—	—
1年超 3年以下		110,926	103,968	61,311	57,957	11,415	20,811	—	—	—	—
3年超 5年以下		99,365	131,305	49,365	72,664	16,999	35,640	—	—	—	—
5年超 7年以下		119,869	76,180	73,291	51,791	46,578	22,389	—	—	—	—
7年超10年以下		77,278	76,891	60,784	58,891	2,493	1,000	—	—	—	—
10年超		244,650	241,811	231,917	230,081	11,733	10,730	—	—	—	—
期間の定めのないもの		81,997	116,296	670	632	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		893,007	918,711	614,994	607,452	100,136	97,001	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	612	836	—	612	836
	令和7年度	836	755	—	836	755
個別貸倒引当金	令和6年度	2,655	2,950	21	2,633	2,950
	令和7年度	2,950	2,255	472	2,478	2,255
合 計	令和6年度	3,267	3,787	21	3,245	3,787
	令和7年度	3,787	3,010	472	3,314	3,010

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体と変わりません。43ページを参照願います。

ニ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前			CCF・信用リスク削減効果適用後			CCF・信用リスク削減効果適用前			CCF・信用リスク削減効果適用後		
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェ イトの加重 平均値(%)	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェ イトの加重 平均値(%)
現金	2,908	—	2,908	—	—	0	2,731	—	2,731	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	53,632	—	53,632	—	—	0	83,346	—	83,346	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,922	3	4,922	—	—	0	4,915	3	4,915	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	926	—	926	—	—	0	608	—	608	—	—	0
地方三公社向け	1,057	—	1,057	—	211	20	810	—	810	—	162	20
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	132,630	—	132,630	—	27,819	21	137,215	—	137,215	—	28,496	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,859	—	7,859	—	1,651	21	8,739	—	8,739	—	1,917	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	291,516	1,593	273,297	81	214,194	78	296,841	1,433	277,748	123	216,680	78
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,391	42,296	26,919	660	22,160	80	40,861	43,958	31,797	580	25,785	80
トランザクター向け	—	35,775	—	356	113	32	—	36,128	—	325	105	32
不動産関連向け	226,011	—	222,229	—	171,613	77	218,081	—	214,432	—	165,695	77
自己居住用不動産等向け	73,352	—	73,002	—	29,564	40	72,276	—	71,796	—	29,337	41
賃貸用不動産向け	19,080	—	18,798	—	15,117	80	20,140	—	19,822	—	16,871	85
事業用不動産関連向け	131,395	—	128,815	—	125,963	98	121,317	—	118,933	—	117,159	99
その他不動産関連向け	2,183	—	1,613	—	967	60	4,346	—	3,878	—	2,327	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,825	90	6,636	7	7,945	120	6,751	89	6,590	6	8,342	126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,003	—	1,002	—	886	88	803	—	802	—	682	85
取立未済手形	396	—	396	—	79	20	663	—	663	—	132	20
信用保証協会等による保証付	115,879	18	115,879	1	4,091	4	104,414	18	104,414	1	4,182	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	1,805	—	1,805	—	1,805	100	1,684	—	1,684	—	2,196	130
合 計	—	—	—	—	450,808	—	—	—	—	—	452,355	—

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	2,908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	53,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,922	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	926	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	1,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	119,699	-	12,930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,057	-	801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	30,431	-	-	-	-	-	-	-	-	35,125	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	3,371	1,034	4,989	232	1,402	51	878	-	1,735	41,538	9	2,229	1,099
自己居住用不動産等向け	-	-	-	3,371	1,034	2,352	232	-	51	878	-	-	41,538	-	-	1,099
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,636	-	1,402	-	-	-	1,735	-	9	616	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,613	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	396	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	74,964	40,917	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	137,352	40,917	-	154,955	1,034	17,919	232	1,402	51	878	-	2,092	77,016	9	2,229	1,099

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,908
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,632
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,922
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	926
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,057
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132,630
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,859
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	115,176	-	-	92,646	-	-	-	-	-	-	-	-	273,379
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	19,302	-	-	-	-	7,920	-	-	-	-	-	-	-	-	27,579
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356
不動産関連向け	54,526	1,940	-	-	17,338	228	-	10,979	76,359	-	-	2,285	-	-	-	222,229
自己居住用不動産等向け	21,635	808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,002
賃貸用不動産向け	-	1,131	-	-	-	228	-	10,979	-	-	-	58	-	-	-	18,798
事業用不動産関連向け	32,890	-	-	-	17,338	-	-	-	76,359	-	-	2,227	-	-	-	128,815
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,613
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	3,298	-	-	-	-	2,992	-	-	-	6,644
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,002	-	-	-	-	-	-	-	-	1,002
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	396
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,881
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,805	-	-	1,805
合 計	54,526	21,242	-	115,176	17,338	228	104,867	10,979	76,359	-	-	5,278	1,805	-	-	844,994

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
現金	2,731	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	83,346	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,915	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	810	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	126,686	-	10,529	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,040	-	1,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	35,335	-	-	-	-	-	-	-	-	29,821	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	804	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	164	-	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	30,762	1,090	4,074	20	1,170	49	425	11	1,357	20,497	8	4,563	959
自己居住用不動産等向け	-	-	-	30,762	1,090	1,887	20	-	49	425	-	-	20,497	-	-	959
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,187	-	1,170	-	-	11	1,357	-	8	684	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,878	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	199	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	663	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	62,595	41,821	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	154,196	41,821	-	195,232	1,090	14,603	20	1,170	49	425	11	1,518	50,519	8	4,563	959

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,731
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83,346
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,915
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	810
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137,215
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,739
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	120,080	-	-	92,634	-	-	-	-	-	-	-	-	277,872
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	23,441	-	-	-	-	7,970	-	-	-	-	-	-	-	-	32,377
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	325
不動産関連向け	43,904	1,996	-	-	14,713	204	-	12,596	74,231	-	-	1,793	-	-	-	214,432
自己居住用不動産等向け	15,504	599	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,796
賃貸用不動産向け	-	1,397	-	-	-	204	-	12,596	-	-	-	205	-	-	-	19,822
事業用不動産関連向け	28,400	-	-	-	14,713	-	-	-	74,231	-	-	1,587	-	-	-	118,933
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,878
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	2,660	-	-	-	-	3,718	-	-	-	6,597
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	652	-	-	-	-	-	-	-	-	802
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	663
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,416
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,684	-	-	1,684
合 計	43,904	25,438	-	120,080	14,713	204	103,917	12,596	74,231	-	-	5,511	1,684	-	-	868,474

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額(CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額(CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	381,583	2,122	10.000	381,691	408,155	1,863	10.000	408,185
40%～70%	112,006	33,914	10.000	110,923	102,752	34,490	10.000	101,909
75%	28,659	6,016	11.000	20,519	33,138	7,379	10.087	25,438
85%	127,301	1,047	11.000	115,176	131,786	848	16.342	120,080
90%～100%	129,771	847	23.000	122,273	127,739	868	23.119	118,836
105%～130%	89,422	—	0.000	87,338	88,826	—	0.000	86,827
150%	5,356	52	14.000	5,266	5,647	53	13.426	5,511
250%	1,805	—	0.000	1,805	1,684	—	0.000	1,684
合 計	875,906	44,001	10.000	844,994	899,730	45,503	10.387	868,474

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項(連結)

単体と変わりません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項(連結)

該当の取引はありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに

関する事項(連結) 単体と変わりません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項(連結)

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,471	1,471	1,682	1,682
非上場株式等	4,474	4,474	4,474	4,474
合 計	5,945	5,945	6,156	6,156

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	143	86
売却損	—	—
償 却	167	61

(注)連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△ 298	33

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項(連結)

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	20,441	20,513
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項(連結)

(単位: 百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ハ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,061	11,501	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,455	1,470
3	スティープ化	7,364	8,800		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,061	11,501	1,455	1,470
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		54,078		48,242	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

沿革・歩み

1950

昭和25年	6月 5日	大蔵大臣より信用協同組合の事業免許を受けて「東京都商工信用協同組合」として蔵前で営業を開始し初代組合長に数原三郎就任
昭和26年	6月 18日	本店を日本橋に移転し蔵前営業所を蔵前支店に
昭和27年	4月 1日	第二代理事長に川端巖就任
	4月 5日	信用金庫の組織変更免許を受けて「東京都商工信用金庫」として営業開始
昭和31年	3月 16日	第一回旅行積み立て 八丈島旅行実施
昭和32年	6月 13日	第三代理事長に柏木栄江就任

1960

昭和35年	6月 6日	新築本店ビルで営業開始
昭和38年	5月 31日	預金残高100億円を達成
昭和41年	7月 1日	日本銀行と当座預金取り引きを開始
	12月 10日	日本銀行と歳入代理店契約を締結
昭和42年	5月 15日	日本銀行と国債代理店契約を締結
昭和44年	12月 25日	東京銀行と外国為替取り扱い業務提携

1970

昭和45年	6月 6日	金庫創立20周年記念式典を帝国ホテルで挙行政
昭和46年	7月 1日	預金保険制度適用開始
	10月 1日	信用金庫相互援助制度開始
	12月 1日	「トショーコー住宅ローン」取り扱い開始
昭和47年	6月 8日	埼玉県川口市、戸田市、鳩ヶ谷市を営業地区に拡張
昭和49年	5月 24日	千葉県市川市、浦安町を営業地区に拡張
昭和50年	11月 18日	しんきん個人ローン取り扱い開始
昭和51年	5月 28日	埼玉県三郷市、八潮市、草加市を営業地区に拡張
昭和52年	1月 17日	預金総合オンライン稼働
昭和53年	3月 31日	預金残高1,000億円を達成
昭和54年	8月 1日	「トショーコー・カードローン」取り扱い開始

1980

昭和55年	6月 16日	ATM(現金自動預金・支払機)設置
昭和56年	5月 21日	千葉県松戸市を営業地区に拡張
昭和57年	12月 20日	外貨両替業務取り扱い開始
昭和61年	5月 6日	新本店ビル完成
	7月 11日	第四代理事長に寺坂隆就任
昭和62年	8月 31日	預金残高2,000億円を達成
平成元年	10月 1日	外国為替銀行業務開始

1990

平成 2年	4月 2日	ハンディ端末機を全店の得意係に配備
	6月 25日	CIを導入し、「東京シティ信用金庫」に改称
	10月 1日	第五代理事長に大井義彦就任
平成 3年	6月 30日	預金残高3,000億円を達成
平成 5年	3月 1日	東京シティホームバンキング・システム稼働
平成 7年	2月 1日	懸賞金付き定期「昴」の取り扱い開始
平成 9年	4月 1日	年金受給者の会「東京シティ名優会」発足
	6月 13日	第六代理事長に渡邊忠就任
平成11年	1月 4日	オンラインシステムを「信金東京共同事務センター」に移行
	9月 22日	日本橋信用金庫・東商信用金庫・京橋信用金庫及び帝都信用金庫の4信用金庫と「平成12年3月21日合併」調印

2000

平成12年	3月 9日	大蔵省より合併認可
	3月 21日	5金庫合併し新生「東京シティ信用金庫」発足 営業地区の追加(東京都保谷市、武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、狛江市、小金井市、埼玉県朝霞市、和光市、浦和市)荻窪支店を廃止し、 方南町支店へ統合 牛込北町支店を廃止し、神楽坂支店へ統合



2000

	11月	江古田支店を廃止し、野方支店へ統合
	12月	人形町支店を廃止し、日本橋支店へ統合 鎌倉町支店を廃止し、京成小岩支店へ統合 築地支店を廃止し、京橋支店へ統合 江戸川駅前支店を廃止し、京成小岩支店へ統合 葛飾支店を廃止し、堀切支店へ統合
	12月 4日	「しんきんATMゼロネットサービス」開始
平成13年	4月 2日	損害保険窓口販売業務の取り扱い開始
	6月 27日	第七代理事長に小池誠一就任
	10月 9日	西池袋支店を廃止し、池袋本町支店へ統合。 淡島支店を廃止し、豪徳寺支店へ統合
	10月 22日	芦花公園駅前支店を廃止し、豪徳寺支店へ統合
平成14年	12月 2日	生命保険窓口販売業務の取り扱い開始
平成15年	3月 12日	個人向け国債販売の取り扱い開始
	7月 25日	M&A仲介業務取り扱い開始
	8月 28日	「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定
	10月 10日	「しんきんインターネットバンキングサービス」取り扱い開始
	11月 10日	東砂支店を廃止し、砂町支店へ統合。曙橋支店を廃止し、牛込柳町支店へ統合
平成16年	4月 19日	神田支店を廃止し、秋葉原支店へ統合
	4月 20日	「しんきんビジネスマッチングサービス」取り扱い開始
	10月 18日	東新小岩支店を廃止し、新小岩支店へ統合、 同時に新小岩支店移転新築オープン
	11月 1日	「決済用普通預金」取り扱い開始
平成17年	5月 2日	新銀行東京との提携融資取り扱い開始
	8月 24日	WEB-FB(法人向けインターネットバンキング)取り扱い開始
	11月 7日	柴又支店を廃止し、京成小岩支店へ統合
平成18年	4月 3日	投資信託の取り扱い開始
	9月 19日	堀切支店を移転
	10月 23日	志村支店を移転
平成19年	5月 24日	東京シティ経営塾発足
	7月 17日	京橋支店を移転
平成20年	10月 20日	日本橋支店を移転
平成21年	6月 15日	秋葉原支店を移転
	10月 13日	牛込柳町支店移転新築オープン



2010

平成22年	8月 23日	小山支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
	9月 13日	方南町支店を廃止し、中野支店へ統合
	10月 1日	お客様からの苦情等のお申し出に 迅速・公平・かつ適切に対応するため金融ADR制度を導入
平成23年	10月 17日	株式会社ビューカードが設置するATMとの提携を開始
平成24年	1月 4日	東四つ木支店が店舗を増築してリニューアルオープン
平成25年	2月 18日	電子記録債権(でんさいネット)の取り扱いを開始
	4月 29日	小池理事長[旭日双光章]を受章
平成26年	1月 4日	蔵前支店 耐震改修補強工事によるリニューアルオープン
平成27年	1月 13日	店外ATMコーナー開設(人形町出張所)
平成29年	3月 21日	菊川支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
	3月 27日	京橋支店を移転
	9月 11日	新柴又支店新築オープン(金庫30番目の店舗)
	12月 4日	深川支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
平成30年	10月 9日	玉川支店 リニューアルオープン
令和元年	6月 30日	預金残高7,000億円達成

2020

令和2年	6月 5日	金庫創立70周年
令和3年	6月 1日	自動振替専用定期預金「スクラム」の取り扱い開始
	11月 15日	赤羽支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
令和4年	1月 1日	一部預金規程等の電子化
令和6年	7月 29日	野方支店が旧店舗の建替工事を完了して新築オープン
令和7年	6月 26日	第八代理事長に工藤哲夫就任



店舗一覽



所在地	電話番号	貸金庫	ATM平日 (8:00~19:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 本店	〒103-0022 中央区日本橋室町1-9-14	○	○	○	×	×
② 蔵前支店	〒111-0051 台東区蔵前3-5-9	○	○	○	×	×
③ 秋葉原支店	〒101-0023 千代田区神田松永町19	○	○	○	×	×
④ 押上支店	〒130-0002 墨田区業平2-17-9(仮店舗)	○	○	○	×	×
⑤ 小山支店	〒142-0063 品川区荏原3-6-11	○	○	○	×	×
⑥ 新小岩支店	〒124-0023 葛飾区東新小岩5-16-13	○	○	○	○	○
⑦ 深川支店	〒135-0011 江東区扇橋3-14-6	○	○	○	○	×
⑧ 堀切支店	〒124-0006 葛飾区堀切6-28-13	○	○	○	○	○
⑨ 野方支店	〒165-0027 中野区野方6-16-8	○	○	○	×	×
⑩ 赤羽支店	〒115-0042 北区志茂2-33-14	○	○	○	○	×
⑪ 京成小岩支店	〒133-0051 江戸川区北小岩6-6-9	○	○	○	○	○
⑫ 東王子支店	〒114-0003 北区豊島3-19-4	○	○	○	○	○
⑬ 浦安支店	〒279-0004 浦安市猫実3-28-26	○	○	○	○	×
⑭ 亀有支店	〒120-0003 足立区東和2-2-5	○	○	○	○	×
⑮ 池袋本町支店	〒170-0011 豊島区池袋本町2-39-12	○	○	○	×	×
⑯ 東四つ木支店	〒124-0014 葛飾区東四つ木4-8-16	○	○	○	○	×
⑰ 砂町支店	〒136-0074 江東区東砂8-5-3	○	○	○	○	○
⑱ 日本橋支店	〒103-0007 中央区日本橋浜町2-13-6	○	○	○	×	×
⑲ 菊川支店	〒130-0024 墨田区菊川3-16-17	○	○	○	×	×
⑳ 高田馬場支店	〒169-0075 新宿区高田馬場3-24-1	○	○	○	×	×

ATMコーナー

① 柴又ATMコーナー



京成金町線「柴又」駅下車徒歩5分

② 江戸川駅前ATMコーナー



京成本線「江戸川」駅前

③ 方南町ATMコーナー



東京メトロ丸ノ内線「方南町」駅出口

④ 人形町ATMコーナー



東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅下車A5出口より徒歩1分

(令和8年7月1日現在)

所在地	電話番号	貸金庫	ATM平日 (8:00~19:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 石神井支店	〒177-0041 練馬区石神井町2-14-1ピアレスA	03(3997)2195	○	○	×	×
② 玉川支店	〒158-0091 世田谷区中町5-31-14	03(3704)8211	○	○	×	×
③ 神楽坂支店	〒162-0832 新宿区岩戸町2	03(3267)1311	○	○	×	×
④ 京橋支店	〒104-0032 中央区八丁堀2-12-7八丁堀トーセイビルⅡ2階	03(3551)6361	○	9:00~17:00	×	×
⑤ 牛込柳町支店	〒162-0061 新宿区市谷柳町25	03(3260)5171	○	○	×	×
⑥ 中野支店	〒164-0012 中野区本町3-11-7	03(3372)5421	○	○	×	×
⑦ 豪徳寺支店	〒154-0021 世田谷区豪徳寺1-46-13	03(3426)6401	○	○	×	×
⑧ 志村支店	〒174-0056 板橋区志村2-26-12(仮店舗)	03(3967)9131	○	○	×	×
⑨ 江戸川橋支店	〒162-0801 新宿区山吹町347	03(3235)2971	○	○	×	×
⑩ 新柴又支店	〒125-0053 葛飾区鎌倉3-28-24	03(3657)8701	○	○	○	○

店舗外 ATMコーナー ※硬貨での入出金は取り扱っておりません。

所在地	ATM平日 (8:00~21:00)	ATM土曜 (9:00~17:00)	ATM日曜 (9:00~17:00)	ATM祝日 (9:00~17:00)
① 柴又ATMコーナー	〒125-0052 葛飾区柴又6-12-18	○	○	○
② 江戸川駅前ATMコーナー	〒133-0051 江戸川区北小岩3-23-1	○	○	○
③ 方南町ATMコーナー	〒166-0013 杉並区堀の内1-1-1	○	×	×
④ 人形町ATMコーナー	〒103-0013 中央区日本橋人形町3-7-9	○	×	×

どこに問い合わせをしたらよいかわからない場合や、ご意見等を承りますのでお気軽にお問い合わせください。

シティお問い合わせコール 03-3241-6443

シティご相談メール gosoudan@tokyo-city-sk.co.jp

店舗一覧

① 本店 TEL.03(3279)4321



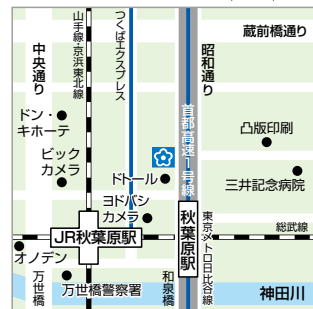
東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅下車A1出口より徒歩1分

② 蔵前支店 TEL.03(3851)1221



都営浅草線「蔵前」駅下車A4出口より徒歩1分
都営大江戸線「蔵前」駅下車A6出口より徒歩3分

③ 秋葉原支店 TEL.03(3255) 7551



JR「秋葉原」駅下車昭和通り口または中央改札口より徒歩5分
東京メトロ日比谷線「秋葉原」駅下車2番出口より徒歩5分

④ 押上支店 TEL.03(3625)3141



都営浅草線・京成押上線「押上」駅下車A2出口より徒歩2分
東京メトロ半蔵門線「押上」駅下車B2出口より徒歩3分

⑤ 小山支店 TEL.03(3783)5151



東急目黒線「武蔵小山」駅下車東口より徒歩8分

⑥ 新小岩支店 TEL.03(3697) 6181



JR「新小岩」駅下車北口より徒歩10分

⑦ 深川支店 TEL.03(3644)6155



都営新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」駅下車B1口より徒歩10分

⑧ 堀切支店 TEL.03(3602)8181



京成線「堀切菟蒲園」駅下車徒歩12分

⑨ 野方支店 TEL.03(3330)6211



西武新宿線「野方」駅北口より徒歩5分

⑩ 赤羽支店 TEL.03(3902)4371



JR「赤羽」駅下車東口より徒歩15分
東京メトロ南北線「志茂」駅下車1番出口より徒歩3分

⑪ 京成小岩支店 TEL.03(3673)3151



京成線「京成小岩」駅下車北口より徒歩5分

⑫ 東王子支店 TEL.03(3912)3221



JR「王子」駅・東京メトロ南北線「王子」駅下車都営バス⑩⑪⑫番乗場より「豊島4丁目」停留所下車徒歩2分

⑬ 浦安支店 TEL.047(351)4321



東京メトロ東西線「浦安」駅下車徒歩8分

⑭ 亀有支店 TEL.03(3620)8101



JR「亀有」駅下車北口より徒歩10分

⑮ 池袋本町支店 TEL.03(3986)2831



東武東上線「下板橋」駅下車徒歩8分

⑯ 東四ツ木支店 TEL.03(3695)9811



京成押上線「四ツ木」駅下車徒歩5分

17 砂町支店 TEL.03(5632)1661



東京メトロ東西線「南砂町」駅下車5番出口より徒歩10分
JR「亀戸」駅より都営バス東陽町駅行「元八幡通り」停留所下車徒歩0分

18 日本橋支店 TEL.03(3663)8661



東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町」駅下車A3出口より徒歩5分
都営新線「浜町」駅下車A1出口より徒歩3分

19 菊川支店 TEL.03(3633)1217



都営新線「菊川」駅下車A3出口より徒歩1分

20 高田馬場支店 TEL.03(3363)7721



JR「高田馬場」駅下車早稲田口より徒歩10分
西武新宿線「高田馬場」駅下車早稲田口より徒歩10分
東京メトロ東西線「高田馬場」駅下車1番出口より小滝橋方面へ徒歩10分

21 石神井支店 TEL.03(3997)2195



西武池袋線「石神井公園」駅下車北口より徒歩1分

22 玉川支店 TEL.03(3704)8211



東急大井町線「上野毛」駅下車徒歩12分
東急田園都市線「用賀」駅下車徒歩15分
東急田園都市線「用賀」駅より東急バス恵比寿行「中町5丁目」停留所下車徒歩0分

23 神楽坂支店 TEL.03(3267)1311



都営大江戸線「牛込神楽坂」駅下車A3出口より徒歩3分
東京メトロ東西線「神楽坂」駅下車1番出口より徒歩6分

24 京橋支店 TEL.03(3551)6361



東京メトロ日比谷線「八丁堀」駅下車A5出口より徒歩3分

25 牛込柳町支店 TEL.03(3260)5171



都営大江戸線「牛込柳町」駅下車東口より徒歩1分
南東口より徒歩1分

26 中野支店 TEL.03(3372)5421



東京メトロ丸ノ内線「中野新橋」駅下車徒歩3分

27 豪徳寺支店 TEL.03(3426) 6401



小田急線「豪徳寺」駅下車徒歩3分
東急世田谷線「山下」駅下車徒歩3分

28 志村支店 TEL.03(3967)9131



都営三田線「志村三丁目」駅下車徒歩7分
都営三田線「志村坂上」駅下車徒歩7分

29 江戸川橋支店 TEL.03(3235)2971



東京メトロ有楽町線「江戸川橋」駅下車2番出口より徒歩3分

30 新柴又支店 TEL.03(3657)8701



北総線「新柴又」駅下車徒歩5分



開示項目一覧

信用金庫法に基づく開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- 事業の組織 25
- 理事・監事の氏名及び役職名 25
- 会計監査人の氏名又は名称 25
- 事務所の名称及び所在地 61～64
- 当金庫を所属金庫とする信用金庫代理業者に関する事項 4

2. 金庫の主要な事業の内容

- 4

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- ①直近の事業年度における事業の概況 5～6
- ②直近の5事業年度における主要な事業の状況 32
 - 経常収益／経常利益又は経常損失／当期純利益又は当期純損失
／出資総額及び出資総口数／純資産額／総資産額／預金積金残
高／貸出金残高／有価証券残高／単体自己資本比率／出資に対す
る配当金／役員数／職員数
- ③直近の2事業年度における事業の状況 32～35
 - 主要な業務の状況を示す指標 32～33
 - 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務
純益及び資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支
 - 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び
資金利鞘
 - 受取利息及び支払利息の増減
 - 総資産経常利益率
 - 総資産当期純利益率
 - 預金に関する指標 33
 - 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高
 - 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの
定期預金の残高
 - 貸出金等に関する指標 34～35
 - 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - 使途別の貸出金残高
 - 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - 預貸率の期末値及び期中平均値
 - 有価証券に関する指標 35
 - 商品有価証券の種類別の平均残高
 - 有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - 有価証券の種類別の平均残高
 - 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- 法令遵守の体制(コンプライアンス体制) 7
- リスク管理の体制 8
- 金融ADR制度への対応 8
- 中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取り組み状況 13～14

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- ①貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計
算書 27～28
- ②金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに
掲げるものの合計額 37
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - (2)危険債権
 - (3)三月以上延滞債権(貸出金のみ)
 - (4)貸出条件緩和債権(貸出金のみ)
 - (5)正常債権
- ③自己資本の充実の状況 38～47
- ④次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 … 36
 - 有価証券
 - 金銭の信託
 - デリバティブ取引
- ⑤貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 35
- ⑥貸出金償却の額 35

- ⑦金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計
算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 28
- ⑧財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の
確認 28

6. 報酬等に関する事項 37

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(単体)

【自己資本の構成に関する開示事項】

- 自己資本の構成に関する開示事項 38

【定性的な開示事項】

- 1. 自己資本調達手段の概要 39
- 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 39
- 3. 信用リスクに関する事項 39
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェ
イトの判定に使用する適格格付機関等の名称、及びエクスポ
ージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付
機関等の名称
- 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 … 39
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する
リスク管理の方針及び手続きの概要 39
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 39～40
- 6-2. CVAリスクに関する事項 40
- 6-3. マーケット・リスクに関する事項 40
- 7. オペレーショナル・リスクに関する事項 40
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- 8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポ
ージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要 40
- 9. 金利リスクに関する事項 40
 - (1)リスク管理の方針及び手続きの概要
 - (2)金利リスクの算定手法の概要

【定量的な開示事項】

- (1)自己資本の充実度に関する事項 41
 - イ. 信用リスク・アセットの合計
 - ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額
 - ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額
- (2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) … 42～46
 - イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごとの内訳
 - ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの
区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
 - ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等



(3) 信用リスク削減手法に関する事項	46
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	46
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	47
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	47
(8) 金利リスクに関する事項	47

信用金庫法に基づく開示項目(連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

① 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	48
② 金庫の子会社等に関する事項	48
● 名称	
● 主たる営業所又は事務所の所在地	
● 資本金又は出資金	
● 事業の内容	
● 設立年月日	
● 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
● 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

① 直近の事業年度における事業の概況	48
② 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況	48
経常収益／経常利益又は経常損失／親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失／純資産額／総資産額／連結自己資本比率	

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

① 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	49
② 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額	48
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
(4) 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
(5) 正常債権	

③ 自己資本の充実の状況	53～58
④ 金庫及び子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	49

4. 報酬等に関する事項

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(連結)

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本の構成に関する開示事項	53
-----------------	----

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項	54
2. 自己資本調達手段の概要他	54

【定量的な開示事項】

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	54
(2) 自己資本の充実度に関する事項	54
イ. 信用リスク・アセットの合計	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額	
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	55～58
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	
ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	
ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	58
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	58
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	58
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	58
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	58
(9) 金利リスクに関する事項	58

その他

● 地域貢献ディスクロージャー	9～12
● 総代会のしくみ	17～18



